

第三十三回

参議院文教委員会議録第九号

昭和二十四年十二月十日(木曜日)午後
一時四十三分開会

本日委員井野頼哉君辞任につき、その
補欠として上林忠次君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 理事 相馬 助治君

文部省教育局長 清水 康平君
文部省体育局長 水谷 勝助君
事務局側 常任委員 工楽 英司君
会専門員

日本学校安全会法案(第三十一回国
会内閣提出、衆議院送付)
○教育、文化及び学術に関する調査の
件
(幼稚園教員の待遇改善に関する決
議)

委員 北畠 教真君
近藤 鶴代君
吉江 勝保君
松永 忠二君
大谷 賢雄君
上林 忠次君
追水 久常君
杉浦 武雄君
野本 品吉君
林屋 亀次郎君
二見 蔡郷君
荒木 正三郎君
千葉 千代世君
豊瀬 稔一君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君
岩間 正男君
白井 莊一君
加藤 精三君
松田 竹千代君
官澤 喜一君
斎藤 正君

○委員長(相馬助治君) 本日の委員長
及び理事打合会の経過について概要報
告いたします。
本国会の会期も接近して参つておりますので、明日及び明後日、必要あ
る場合には文教委員会を開くことにつ
きまして、これを委員長に一任するこ
とに協議されました。

○委員長(相馬助治君) 本日の委員長
及び理事打合会の経過について概要報
告いたしました。
委員に変更がありましたので報告い
たします。
○委員長(相馬助治君) これより文教
委員会を開会いたします。
委員に変更がありましたので報告い
たします。
○委員長(相馬助治君) 本日、井野頼哉君辞任、上林忠次君
が選任されました。

○委員長(相馬助治君) 本日の委員長
及び理事打合会の経過について概要報
告いたしました。
本国会の会期も接近して参つておりますので、明日及び明後日、必要あ
る場合には文教委員会を開くことにつ
きまして、これを委員長に一任するこ
とに協議されました。

○野本品吉君 若干の点につきまして
ける教職員のいわゆる専従制限に関する
件を議題といたしました際、県教育
委員会出席の有無及びその問
の経緯について文部省において再度調
査の上、当委員会に報告することに

文部省初等中等教育局長 内藤善三郎君
文部省体育局長 清水 康平君
事務局側 常任委員 工楽 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○日本学校安全会法案(第三十一回国
会内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査の
件

○(幼稚園教員の待遇改善に関する決
議)

○委員長(相馬助治君) これより文教
委員会を開会いたします。
委員に変更がありましたので報告い
たします。
○委員長(相馬助治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
認めます。

○委員長(相馬助治君) ただいまより
市町立学校職員給与負担法の一部を
改正する法律案を議題に供します。
質疑のある方は順次御発言を願いま
す。なお、衆議院側を代表して衆議院
議員加藤精三君が出席をしておりま
す。

○野本品吉君 若干の点につきまして
行なわれているものじゃないものでござ
いますから、その給与の関係は小学校、中学校達わけでござりますけれども、その特
に市町村立高等学校といふような場合は、
地方自治の本義ということが大きくな
るようになります。そこで、この義務教育として
あるといふような現実があるのでござ
ります。それで、この義務教育として
いたしておきたいと思いまことは、
まあ地方自治の本義からかよろしく置
統一、円満なる発達の上から望ましく
ないのじやないかといふことがこの法
律案を提案いたしました理由でござ
ります。で、他意はないでござります
から御了承願いたいと思います。

○衆議院議員(加藤精三君) その点

なつておりましたが、本件の取り扱い
の時期については委員長におまかせ願
うこととし、二法案の取り扱いの後に
その報告を求ることにいたしました
た。

次に、大学の自治に関する参考人の
出席問題、岐阜県における専従問題に
関しての参考人の出席の問題等は理事
会の懸案となつておりました。が、いま
だ結論を得ておりません。

次に、二法案の取り扱いに關しては
慎重に審議の結果、本日中に質疑終局
の運びとし、修正案等の関係上、必要
あらば、明日本会議開会前にも委員会
を開いて、相なるべくこれを議了する
とのことに意見の一一致を見ました。

以上報告の通り、取り連ぶことに御
異議ありませんか。

○衆議院議員(加藤精三君) 地方自治
の本義という非常にいかめしいので
ござりますが、ありていに申し上げま
すと、この法案を提出いたしました理
由を簡単に申し上げますが、皆様御承
知のように、戦前には市立の商業学校
とか、工業学校とか、そういうのが昼
間部と夜間部の両方あつたものが五大
市に多かつたのでござりますが、とこ
ろで都の場合は、他の五大市と違いま
して、この府県と市が一つになつてお
るようなものでござりますので問題は
ないでござりますが、この他の五大
府県の場合におきましては、市の方が
いつでも財政力が豊かで、そして待遇
がよかつたのでございまして、これは
まあずいぶん昔からの沿革的な関係も
ございまして、府県厅よりも市役所の
月給が高い、府県立学校よりも市立学
校の方が月給が高いといふよう、何
十年前からの慣性もあつたと思ひます
のでござりますが、それ以外に五大市
の方、市町村の方が財政が比較的豊か
で、そういうふうな教育費の負担力が
あるといふような現実があるのでござ
ります。それで、この義務教育として
いたしておきたいと思いまことは、
まあ地方自治の本義からかよろしく置
統一、円満なる発達の上から望ましく
ないのじやないかといふことがこの法
律案を提案いたしました理由でござ
ります。で、他意はないでござります
から御了承願いたいと思います。

○野本品吉君 その点でもう一つお伺

いいたしておきたいと思いまことは、
まあ地方自治の本義からかよろしく置
統一、円満なる発達の上から望ましく
ないのじやないかといふことがこの法
律案を提案いたしました理由でござ
ります。で、他意はないでござります
から御了承願いたいと思います。

○衆議院議員(加藤精三君) その点

は、そこまでわれわれも考察の範囲を
広げてはおらないのであります。が、現
在行なわれております制度ですね、こ
れは必ずしも定時制が府県立でなけれ

ばいかぬといふ規則は別にないのをござりますが、六三制が実施になりますときには、野本委員は特にその辺に御精通しておられるのでござりますが、この高等学校教育といふものを、アメリカの教育使節団はできるだけ全国民に学ぶたいということを一つ考えておつたという事実がある。それから同時に、高等学校設置のしおりといふものを文部省から出しているのでございましたが、その中には定時制は府県立であることが望ましい、そういうことがあるのでございまして、私その当時市長をしておりましたのでございますが、その文部省の方針によりまして設備その他は全部市町村で負担して經營しておつたのでありまするが、名義は県立になつておつた、各府県ともおしなべてやつたという現象がある。それで、本件のような市立と、それから府県立との間の差があるという現象はほとんどこれは五大市特有の現象でございまして、一般の市町村の地域におきましては、御承知のように大体において市町村よりも府県の方が財政負担力が強いわけでございまして、こうした特殊の立法の必要がないわけだと、そういうふうに考えております。

ときには、市町村へ持っていくといふと、今まの方針づけがされます。そなうと、今問題になつております年々百万に近い中学を出たきりで教育の機会に全く恵まれない者たちの問題がなかなか解決できない。従つて、そなうよりうな問題の解決のためにはやはりある程度財政能力を持つておる府県の段階においてそれらの勤労青年大衆の教育は考えらるべきだ。こういうふうな私は意見を持つておるのであるが、そこで、それとこれとを比べてみますと、いと、ちよつと市町村に引き下げるといふことを、原則的に将来の勤労青年教育の問題を考えられるることは、実情に合わない措置である。かような考え方なんですが、その点伺いたい。

され得るものといたしますならば、その青年学校が義務教育になつておつた。現在は義務教育じやございません。ただし、戦前の青年学校は義務時固数が非常に少ないのであります。現在の定時制は非常に義務時間数が多い、そういうふうな関係で差があるだけございます。そういうことでございますが、すでに五三%も高等学校教育を受けているということになりますと、多分に国民教育的な一つの教育分野でございまして、しかも職業指導といろよな面からいしましても大きな意味がある教育の部分でございます。この部分に対しまして、国家が財政的にほとんど関与していないといいますことは、私、現在のわが国教育行政の面におきましての大きな一つの欠点だと、そら考えてることについては、野本先生と同感でございます。ただ、私は、今回の提案の趣旨は、そういうような制度論に立つものじゃないのでございまして、現制度の中におきましても一つのミゼラブルがある。非常に氣の毒なことがあるということ、そらしてその学校の先生の中におきましても大へん気の毒な事情があるし、また同時に、それだけの財政的な保障であるがゆえに、定時制教育が五大市におきましてはより質の低い教育だといふ感じを抱かせることは、そこに学ぶ生徒及び父兄に対してもおもしろくない影響を及ぼし、地方自治のためによくない。現制度のもとににおけるミゼラブルの処理として、そういうふうにして受け取つていただきたいのでございます。

そこで、その次の問題ですが、市町村のうち、比較的に財政力の強いものということになつておられますといふと、財政力が強いか弱いかということはこれは比較論になつて参りますので、どれだけ以上のものが財政力が強い、あるいはどれだけ以下が弱いのだとうそこに線を引くということは、かなりむずかしいことになつてくると思うのです。ただいま御答弁の中に五大市云々という言葉がございますが、この法律自体からは五大市という言葉はどこにもない。この法律をすなおに文章だけから見ていきますと、五大市ではなくて、財政力の強い市町村と、こういうことなんです。財政力の強い弱いといふようなことはさつき申しましたよななことになる。非常に微妙な問題である。従つて、これをこのままでいきますといふと、非常に連鎖反応を起こしやすい問題になる。たとえば、これは横浜なら横浜といふものを一つの市を指定するということになつておりますといふと、ほとんど横浜と一体といつて、いくらいの川崎市の問題がすぐ考えられる。川崎市と横浜というのは財政力がどう違うかということになつてくる。それから市の財政能力といふものは必ずしも恒久不变のものとも考えられない。あるときには非常に財政的な豊かな力を持つておなりしても、何か非常に大きな事態でいろいろな面において連鎖反応を起こしてくる。またそれと関連いたしまして教育の現場に待遇の問題を中心としま

した何だからだといふ問題を起しや
すいと、私どもはこの点を非常に心配
するわけなんです。その点についての
結論的な考え方を一つ。
○衆議院議員(加藤精三君) どちらも正
直に言いまして五大市からあまり範囲
を広げないで、野本先生のおつしやる
ような連鎖反応を断ち切りたいといふ
考えなんでござります。それから五大
市が、横浜も最近連合国に接收された
設備もだんだん返りますし、だんだん
よくなつておりますが、また五大市が
大体最も不交付団体ないし不交付団体
に近い状況でございます。
それから新興都市の問題がございま
すけれども、新興都市には従来そろし
た市立の商業なんかをたくさん作る実
力も余地もなかつたのでござります
が、新興都市は大きく見えます。また非
常に工業用水の必要性についても、屎
尿処理の設備の必要もあり、これらは
すべて五大市のよろに整頓しておらぬ
のでありますて、従つて財政需要が非
常にあるのでありますて、こうやつた
特別措置で、府県で引き受けている定
時制高校の施設者負担をみんな引き受
けるというようなのもちよつと酷なよ
うな気もするので、大体法文にはそらぬ
いうふうなことを書いてないので、
「政令で指定する市町村を除く。」とこ
ざいますけれども、われわれの提案者
の意向は大体五大市から広げることは
よるものもあるまいといふことを、要請し
てきておりますのも五大市でございま
すから、それ以上にはならないといふ
考え方で考えておるわけでございます。
○野本品吉君 大体今の点も了解いた
しました。もう一つの問題、これは何と申
しますか、私は教員待遇の問題で一番

考えなければならぬ問題は公平の原則が全國的に貫かれるということ。そこで、この案は五大市に勤めておられる定時制の先生方が、市の一般の他の高等学校の先生に比べて待遇が悪い、それを是正するためにこの法律を作る。しかるに市といつ一つの範囲で考えて、ある市の中に、定時制高校の先生を優遇されようとするそのお氣持は十分理解できるわけであります。全体として見た場合に、給与体系その他に何やら相当な影響を持つてくる。市の中における両方の高校の先生のバランスがさて、しかも定時制の先生が優遇されるのはそれはよろしいです。それはよろしいが、その市と、それからして他の府県とのバランスの問題はどう考えるか、他の市との関係はどう考えるか、こういふことになつて参りますと、給与制度あるいは一般の待遇の問題で一番貫かなければならない全国的に公平の措置、公平の原則というものは、こういうところに多少のひずみが入つてくるのではないかろうか。このことは特に加藤さんは明るいですから申し上げるまでもないと思うのですが、私は過去の日本の教員の待遇の問題を考えたときにつきの点を特に申し述べたい。それはかつての教員の待遇等は各府県まちまちです。この法案の提案理由の説明書にありますように、財政力によって全く違つておる。たとえば東京都とあなたの県の山形県、それから私の県、それを比較しますと、すでに師範学校卒業生の初任給におきましても八円も十円も違つておる。その他の点において非常な違いがある。そのためには地方の優秀な教員といふものは勢いに都市に集中するという傾向があります

で、五大市だけが優遇されたというふうに今が今公平、公正を欠くという角度から他府県の定時制の諸君に相当な影響を与えるのじゃないかとそういうことを心配するわけなのです。市の内部におけるアンバランスの調整が結果的には他の市、他の府県とのアンバランスを生じてくる。こういうことを考えてみなくちやならぬと思って、その点を問題にして私はおるわけなんです。

○衆議院議員(加藤精三君) 実はその点は、たとえば横浜市立商業高等学校の定時制と、それから小田原の県立の商業の定時制の高等学校があるといったしますね。その二つの間の比較でござりますね。その二つの間の比較をいたしますれば、どうしたってより強い財政負担力のある横浜の方の学校の先生が待遇がいいのは常例だと思いまして。しかしながら、今度の法律によりまして、横浜市立の商業高等学校プロパーの給料と県立小田原商業高等学校の先生の給料プロパーとの間の差が変わるのはございませんで、その点は富裕団体と貧弱団体との間の高等学校教育に対する県市の不均衡といふのは別の問題として、解決を迫られておる他の問題としては残るというふうな考え方で私たちは考えておるのでござります。

○野本品吉君 そこで、私は定時制高等学校の先生方の職務の実態その他について相当知つておるつもりでですから、定時制高校の先生方に対する待遇の改善の問題は当然考えてあげなければならぬ問題であるといふように今考えておつたわけなんです。そこで、そういう考え方から言いますと、いうと、むしろ積極的に財政力の強いとか

なんとかいたようなそぞうい考え方でなしに、定時制の教職員全体の待遇の改善という全国的な問題としてこの問題を取り上げたらどうかといふようなことを実は考えられないでもないのです。そこで、さらに他の問題であります、が、給与体系その他の問題に関連しまして、これから別に心配するよういろいろな問題は派生していな、こらいうふうにお考えになつておられるようあります、ここに文部省の方がおりますから参考をお聞きしておきたい。文部省としましてはそういう点については、どういう御見解をお持ちになつていますか。

いました。ところが、二十六年の法律改正によってその夜間の学校が一般の定期制の範疇に入れられまして都道府県の負担になってしまった。そこでこの問題につきましては、現実には五大市及びその周辺の全日制高等学校と定期制高等学校の給与の面におきまして初任給の面において、あるいは退職年金あるいは退職手当その他について不均衡があることは私どもよく承知しております。だから、まだこの都道府県の負担において給与の全面的な改善をしていくことが理想だとは考えておりますけれども、ただ五大市の場合には、昭和二十六年に五大市の関係者の十分な御了解なしに都道府県の負担に機械的になってしまったという点で、現実に給与のアンバランスが生じておるというのが実態でございます。そこでこの場合に、その給与についてのアンバランスをどうするかということが前々から問題になつております。私どもとしては、これをどういうふうに改善するかという点については、まだ政府の見解は統一されていなかつたのでござります。ただ、こういう特殊なケースでございますので、実はやむを得ないものと思っておりますけれども、まだ他の給与体系との問題もございますし、財源の問題もございますので、文部省としてはまだ結論が出ていない問題でございます。

○衆議院議員(白井莊一君) 資料を先般の委員会のときにお約束いたしましたてお配りしてござりますが、その第一面に資料の説明がしてございまして、初任給においては、第四表で神奈川などは初任給において違つております。京都は府と市は同じでござります。さらに昇給の率が期間におきましてだいぶ差があります。これが別表の1から3まで書いてござります。それから退職のときの給与の表が5から6の表でござらんいただきますと、市と県でそれに差があるわけであります。たとえば別表第一表でも神奈川県においては、県におきまして十号俸でございますが——そこまでは同じですが、十五号俸においては十五ヵ月で県においては昇給する。ところが、市においては十二ヵ月ですと通つてゐる。一例を申し上げますとそういうふうなことであります。大阪においては、十六号俸において府においては十五ヵ月であるのに、市においては十二ヵ月、そういうようなことであります。

よるな力を持つた学校にしなければなりませんので、そういう点についてこの法律が何か一般の地方の教員、周辺の教員を刺激する心配はないかどうか、こういうことも考えられる。これはどうですか、どういうふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(加藤精三君) ただいまの御質問は、もう一回承りたいのですが、高等学校教育における給与の格差であります。しかもそれが教育行政上非常に大きな問題であります。しかるがゆえにそれを統一して均衡を保たしめるべきための方策がないか、こういう御質問でございましてね。

○野本品吉君 こういうことです。五大市がよくなりますね、五大市がよくなつたということが、五大市の周辺の教員が五大市へと五大市へと詰めかけて、そつとして五大市と、周辺の府県の教員の素質にも違ひが起る。そういうところから、文教委員会等でいつも問題にしておる学校の格差の問題が起つてくる心配はないか、こういうことなんですね。

○衆議院議員(加藤精三君) 文部省か

らお答えすることをうけられども、まあ提案者の方への御質問だといたし

ますと、提案者の方の責任の範囲でお

答えしたいのでありますが……それ

から提案者といいましても私が全部を

代表するということは困難でございま

すが、そういう意味で文部省からお答え

した方が適当じゃないかというような

気がいたします。

○政府委員(内藤善三郎君) 本法案は

定時制の職員の給与の改善と、ということ

が中心になつておりますので、直接五大

市の問題、五大市に一般教員が入つて

くる問題とは関係はございませんけれ

ども、実事問題として現在のところ五

大市に優秀な教員が集まるといふ傾向

が一般的な傾向でござります。この法

案のために特別に助長するということ

はないかと思つております。

○野本品吉君 もう一つ伺います。こ

れは文部省の方にはつきり伺います。

それは五大市における定時制の教員と

一般の高等学校の先生とが初任給にお

いても、給与、昇給昇格の期間から見て

いかといふことを感ずるので、どうで

すか、そういうことをいつまでも自由

に放任しておいていいんですか。

○政府委員(内藤善三郎君) 御承知の

通り、教員につきましては、国立学校

の教員を基準として給与を定めること

になつております。そこで都道府県の場

合でも、市町村の場合でも、国立学校

の先生の給与を基準にしておるわけ

のが現実でございますけれども、その

基準の幅が財政力によって若干違らわ

けであります。そこで合

わせまして四億三千百万円というものが実

際支払われている額でございます。そ

こで交付税の方で保障しておる額を申

しますと、これが三億三千九百万、約

三億四千万程度は交付税で保障してい

るわけでございます。それ以上のもの

は、これは市町村の、五大市の保有財

源から当然見るべき性質のものでござ

ります。ですから、約一億程度のもの

は、これは五大市が負担しなければな

いのでござります。負担区分を乱すこと

は、非常に懸念みたいと思つております。ただ、本件の場合は、これは先ほ

ど申しましたように、歴史的ないろ

いろな事情もござります。同じ市町

村立で、全日制と定時制との間に給与

の不均衡があつて大へん学校内の融和

措置になつていいという実情から、

そこでその五大市から全日制と同様な

けが赤字団体で交付税をいただいてお

るところでございますので、五大市と

ますけれども、政府部内では関係各省

の間に十分な協議が整っております。

それで、贅成という結論にはにわかに達

していないのでござります。

○北畠教真君 大айまの文部省のお

気持よく了解ができたのでござります

が、この立法に対し心からなる賛意

を表しておらないということでござい

ますが、万やむを得ないというお気持

にも感じられるのであります。これは別といたしまして、衆議院の

立法に対しまして文部省の心からなる賛意を得ておるかどうかということを

されておりますが、端的に申します

と、全国的な給与体系、これが破壊さ

れておるということはいなめないので

ござります。つきましては、こういら

三百万参りますので、ほか京都市の分はまかなえると思っております。それで、五大市と、これだけがまるまる新しい負担に面における受け入れ態勢と申しますか、これが一応考え方でなければならぬ。これによる五大市の財政負担といふものはどれくらいふえますか。また、そのふえた財政負担に対しはどういうふうに財政的な、あるいはその他いろいろな面に受け入れ態勢と申しますか、それが一応考え方でなければならぬ。

○野本品吉君 もう一つ伺います。こ

れは文部省の方にはつきり伺います。

それは五大市における定時制の教員と

一般的高等学校の先生とが初任給にお

いても、給与、昇給昇格の期間から見ていかといふことを感ずるので、どうですか、そういうふうに思つております。

○野本品吉君 もう一つ伺います。こ

れは文部省の方にはつきり伺います。

それは五大市における定時制の教員と

一般的高等学校の先生とが初任給にお

措置をしてほしいという願望が出ておるのであって、法的にはその提案に書かれておる趣旨説明のようの一応筋は通つておる問題だと私は思うのです。負担区分が非常に乱れているというお話をされども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についても同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しという財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつないことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

おいてはやはり文部省当局としてもこの一応の趣旨は認めていかなければいけないけれども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についてはやはり同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しといふ財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつないことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

おいてはやはり文部省当局としてもこの一応の趣旨は認めていかなければいけないけれども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についてはやはり同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しといふ財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつうことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

おいてはやはり文部省当局としてもこの一応の趣旨は認めていかなければいけないけれども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についてはやはり同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しといふ財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつうことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

おいてはやはり文部省当局としてもこの一応の趣旨は認めていかなければいけないけれども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についてはやはり同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しといふ財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつのことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

おいてはやはり文部省当局としてもこの一応の趣旨は認めていかなければいけないけれども、むしろ負担区分といえれば、ただ定時制の中の負担区分が乱れるのと違うということであつて、それならば現在の全日制の市立の高等学校についてはやはり同様なことがいえるわけである。むしろそういう点からいえば提案に説明されたように自治休みずからがその所要経費を負担するのが当然だと考へていいのじやないかと思うのである。それから、持ち出し持ち出しといふ財政的なことのお話もあるのです。これが、交付税の保障の中に三億三千九百万円保障されておる。保障しておるなおかつそこは富裕県であるので交付金額がないわけです。従つて、もう五大市には交付税の保障がすでにござつておる。さていてなおかつこれがいつのことであつて、むしろ財政的な保障をしておきながら、全国的な財政からいえおかな話だということになると思うのです。それであつて、やはり私たちの提案理由の説明の中になかなかもつともな点が十分あると思うし、これに

ながら、議員立法として出すことは、これはわれわれ何も言わないという立場でございまして、いわゆる消極的賛成と理解しております。

それからなおついでに、どうせ御質問があるから申し上げますが、五大市の方の御了解を得たかといふ問題でございます。これはありていに言いますれば、五大市はやはり数千万の負担を増すことについて、それをその理事者からいえば、理事者がそんなことをうかつに賛成したら、議会の議員さんの方からえらい食つてかかるれる問題でござりますし、負担軽減というものがにしきの御旗でございますから、地方自治体におきましては……。それから理事者の方から、また議員さんの方からいえば、そんなことをうかつに承諾いたしましたら、また他の会派から糾弾されたり、いろいろのことがござりますのでございまして、そんなことは表面上賛成なんというもののじゃないですよ、これは……。それで、しかしながら、われわれいたしましては、衆議院の地方行政委員会と非常にしばしば接觸し、五大市事務局とも非常にしばしば当たり、なお、五大市の理事者やそれから議会の議長さんたちにも非常にたびたびお目にかかるております。またこちらからは、積極的にその地方自治の本義から見て、そうされるのがいいのだと、その都市内の教育機関の中に平和があつて、公平があつて、みんな喜んで仕事をするということから見て、こととかわいそうな定時制の質をよくすることについて、少しの財政負担を惜しむような、そういう五大市当局じゃだめだということを、私は

うなことを言って暗示を与えてあるのをございまして、そういう意味におきまして、そういう不見識なことはよろしく御了解を得たかといふ問題でござります。これはありていに言いますけれども、五大市はもろもろの負担を増すことについて、それをその理事者や言わないと思っているのでございます。五大市の理事者はといふものは、相手にござります。もうそして、積極的にわれわれ承諾したなんて言えないけれども、もし法律がきましたたら、かれこれに対し不平がましいことや、反対の措置なんかするものじゃないといふくらいの確信を持つて私たちはやつております。それに対して不平がましいことや、反対の措置なんかするものじゃないといふくらいの確信を持つて私たちはやつております。

○野本品吉君 まあいろいろ話がございまして、議論すれば私はいろいろな問題があろうと思うのです。しかし、非常にばやけた問題を多く含んでいる先ほど来提案者と文部省の方のお話を聞きますと、この提案の理由には、非常にばやけた問題を多く含んでいるように表現をされておりますが、実質的には五大市の定時制の先生の不遇をこの際いろいろ問題があつても直すのだ、こういうふうに受け取って考えざるを得ないと思うのでござりますが、それでいいですか。

○衆議院議員(白井莊一君) たたいま野本委員の御質問の通り、さよならに考えます。

○野本品吉君 文部省当局……。

○政府委員(宮澤喜一君) 衆議院の御提案の御趣旨は、そのように解釈しております。

○荒木正三郎君 先ほどから野本委員、北原委員から御質問がございました

育の振興をはかるべきであるという点

がその根本の考え方であるように受け取つたのであります。そういう点に立つて考えた場合、私は文部大臣に一矢伺いたい点があるのであります。

従前は、定時制教育に従事する教職員に対するは十分の四の国庫補助があつたわけです。それが臨時措置法によつて、たしか明年の三月末まで停止するというふうになっておる。これ

は私は定時制教育振興の立場から考えて非常に遺憾なことであつたと思うのです。ただ、しかし、過去のことを今

かれてこれ論議する考へはありませんが、幸いにして明年の三月末でこの臨時措置法が一応切れることになつておる。で、どうしてもこの定時制教育振興のためにこの十分の四の国庫補助を復活するということが非常に大きな問題じゃないかといふうに私は考えておるわけですね。そこで、文部大臣に伺いたいのは、そういう決意を持つておられるのかどうか、その御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 定時制高等学校的育成、これが強化発達をやりたいと私は強く考えておるのであります。

○政府委員(内藤善三郎君) この点につきまして、結局、まあ地方財政の問題なんですから、地方財政についての

ところは十分に考えて、さらに今後よく検討して、現在の酷な点を是正して、その発達を期したい、かように考えておりま

す。

○荒木正三郎君 ちょっとと明瞭を欠くように私は思いますが、十分の四の国庫補助は復活するという方針ですか、どうですか。その点を明白に一つお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(内藤善三郎君) お話をのよ

うに、従来定時制の給与費負担につきましては、十分の四の国庫負担をしております。もうそして、積極的にわれわれ承諾したなんと言えないけれども、もし法律がきましたたら、かれこれ

うなことを言つて暗示を与えてあるのをございまして、そういう意味におきましては、十分の四の国庫負担をしております。

○野本品吉君 まあいろいろ話がございまして、議論すれば私はいろいろな問題があろうと思うのです。しかし、非常にばやけた問題を多く含んでいるように表現をされておりますが、実質的には五大市の定時制の先生の不遇をこの際いろいろ問題があつても直すのだ、こういうふうに受け取って考えざるを得ないと思うのでござりますが、それでいいですか。

○衆議院議員(白井莊一君) たたいま野本委員の御質問の通り、さよならに考えます。

○野本品吉君 文部省当局……。

○政府委員(宮澤喜一君) 衆議院の御提案の御趣旨は、そのように解釈しております。

○荒木正三郎君 先ほどから野本委員、北原委員から御質問がございました

育の振興をはかるべきであるという点

がその根本の考え方であるように受け取つたのであります。そういう点に立つて考えた場合、私は文部大臣に一矢伺いたい点があるのであります。

従前は、定時制教育に従事する教職員に対するは十分の四の国庫補助があつたわけです。それが臨時措置法によつて、たしか明年の三月末まで停止するというふうになっておる。これ

は私は定時制教育振興の立場から考えて非常に遺憾なことであつたと思うのです。ただ、しかし、過去のことを今

かれてこれ論議する考へはありませんが、幸いにして明年の三月末でこの臨時措置法が一応切れることになつておる。で、どうしてもこの定時制教育振興のためにこの十分の四の国庫補助を復活するということが非常に大きな問題じゃないかといふうに私は考えておるわけですね。そこで、文部大臣に伺いたいのは、そういう決意を持つておられるのかどうか、その御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 定時制高等学校的育成、これが強化発達をやりたいと私は強く考えておるのであります。

○政府委員(内藤善三郎君) この点につきまして、結局、まあ地方財政の問題なんですから、地方財政についての

ところは十分に考えて、さらに今後よく検討して、現在の酷な点を是正して、その発達を期したい、かように考えておりま

す。

○荒木正三郎君 ちょっとと明瞭を欠くように私は思いますが、十分の四の国庫補助は復活するとかしないとかといふ

結論を出しておりませんです。

○荒木正三郎君 私はこの定時制教育の振興の立場から考えて、現行法規第

二条に示すように、一般論としては、この定時制の教職員の給与の負担を都道府県がやる、こういう原則はやはり正しいし、あくまで守つていかなければならぬ、かように考えます。従つて、この点は明白にしておく必要があると思うのです。

ただ、今ここに提案されているのは、一般的な問題でなしに、先ほどからいう説明によると、五大市に限つて当該市が負担をするといふうにした。これは、私は現実の困難な問題を解決する手段としては、これしかないじやないか。現実の問題としては、ない。

それはいろいろ野本委員も他の府県等の説明によると、五大市に限つて当該市が負担をするといふうにした。これは、私は現実の困難な問題を解決する手段としては、これしかないじやないか。

これは私はもつとも御意見であります。それで、どうしてもこの定時制教育振興のためにこの十分の四の国庫補助を復活するということが非常に大きな問題じゃないかといふうに私は考えておるわけですね。そこで、文部大臣に伺いたいのは、そういう決意を持つておられるのかどうか、その御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(松田竹千代君) 定時制高等学校的育成、これが強化発達をやりたいと私は強く考えておるのであります。

○政府委員(内藤善三郎君) この点につきまして、結局、まあ地方財政の問題なんですから、地方財政についての

ところは十分に考えて、さらに今後よく検討して、現在の酷な点を是正して、その発達を期したい、かのように考えておりま

す。

○荒木正三郎君 ちょっとと明瞭を欠くように私は思いますが、十分の四の国庫補助は復活するとかしないとかといふ

結論を出しておりませんです。

○荒木正三郎君 私はこの定時制教育の振興の立場から考えて、現行法規第

いい、貧弱府県は給料が低い、そういうことを是正する道は、国庫が大幅な財政負担をするという以外にないのじやないかといふ考えに立っているわけあります。しかし、これは今直ちにここでそれを論議するということは、私はなかなかむずかしい問題であると思います。ですから、給与全体に対する問題としては私は幾多あると思いますけれども、当面五大市等におけるいろいろ困難な事情、たとえば給与のアンバランスがあるために人事交流ができないで困っている。同一の高等学校に勤めておつて、昼間と夜間の教職員に給与の不均衡を来たしている。

また、同一市町村内において給与の不均衡を来たしているために、簡単に転任等の措置ができるないといふような状態がここ数年続いてきている。それに

は非常に理事者も困っている。教職員も困っている。そういう実情について

は、私はこれは根本的な解決策とは考えませんけれども、そういう好ましく

ない事情の解決手段としては、今日のところ、これ以外にないじやない

が、非常に困った問題は、これとよく類似した問題です。やはり同一市町

内にあつて暫定手当に均衡を失して

いるというために、人事異動等に非常に支障を来たしている、こういう問題

は參議院の文教委員会としても十分考慮されています。おそらく提案者はもちろん提案されておらないわけ

ですが、この点はやはり文部省としても十分考慮して、長年の懸案ですか

ら、少なくとも同一市町村内における暫定手当は同一にする、こういうふうな改正をする意思があるのかなさい

か、こういう点私は伺つておきたい。

○衆議院議員(白井莊一君) そういうふうにいたしても私どもの方では別段異議はございません。

○荒木正三郎君 それでは、これは文部省に伺いますが、政令は文部省の方で作られるわけですから、この政令で、五大市ということがやはり提案者の趣旨であるということは十分考えていたいたいたい、かようと思うわけです。

それから、給与問題に関連をして、もう一つ文部大臣に私は聞いておきましたが、非常に困った問題は、これは從来は地域給といいう名前で呼ばれておりました

が、先般の法律改正で暫定手当とい

うことです。この問題については今まで

は、給与にアンバランスができてお

るといふ事実については、これと同じ

問題があるわけです。これはこの法

案と同趣旨でありますから、これはど

うしても解決する必要があると思うの

で、私は文部省の意見を聞いておきた

い。

○政府委員(内藤善三郎君) 沿革的に

は私は違うと思うのでござります。

申しますのは、五大市の今の定期制

の問題は從来から一緒にやつておつ

た、それが都道府県の負担になつてア

ンバランスが起きて大へん現実に困

つておる、何とか解決しなきやならぬと

いうことです。今お話の分は、これは

の経緯から考えて考へられない。これ

はやはり大臣が本腰を入れてやるかど

うかといふ点にかかると思ふの

ですが、大臣の御所信を伺います。

○國務大臣(松田竹千代君) 先刻来い

るいろいろ御指摘のように、教育上の問題

だけでも全般的に見ていらいろのアン

バランスやでこぼのあることはまさに

と遺憾であります。これをしか

しできるだけ早く、またでき得る限り

だけでも全般的に見ていらいろのアン

バランスやでこぼのあることはまさに

と遺憾であります。これをしか

の熱意によつてはこれは実際実現でき
る、そういう段階だと私は理解してい
るのですが、この点は局長どうです

○政府委員(内藤善三郎君)　この点は

省と協議しているわけですが、何分にも地方の教職員の給与の基準は国立学

校の例によることになっている。で、国家公務員と他の地方公務員とのバラノックの問題がもう一つ、へまなり、目

治庁なり、財源の点で大蔵省、特に給

分これは協議しなきやならぬので、そ

解が得られないのが現状でございまして、私どもは現在予算を要求してお

ますし、今後もできるだけの努力を続
けるつもりであります。

○松永忠二君　この点について自治庁
なれば大蔵省がどういふ点を異議がある

と書いておるのですか、具体的にですね。

○政府委員(内藤善三郎君) 先ほど申

勤務地手当と申したものでございま
す。勤務地手当の基準をきめるのが人

事院なんです。その人事院の基準によつて地方がそこ適応するものが原則

でございます。教員だけを取り出して、同一市町村のものを同一手当を出

せと、「アーチ」とを要求しているわ

から甲地のものもあるし、乙地のものもあるが、丙地のものもある。

のものもある、これが町村合併で現実

同じ市で、ありますけれども、住んで
らうと思は無い。――二月頃が、つり

に解決する一番いい方法は、人事院が市町村ごとに地域指定をしてくれるところが一番いいと思う。それができないので、私どもが教育の問題として、この問題をやっていますところに難点があるわけであります。

律を守れ守れなんといふようなことを言つてゐるけれども、こういうものを守らぬでおいて、それでしかも法律を守れなんてすいぶんむちやな話だとわれわれは思うのです。私は、文部省がそういう考え方で努力をしておるわけなんですが、ただこれはいつ……、たとえば局長は關係方面と努力をするということではなくして、やっぱりこの考え方を次官も大臣も一つ推進してからて、長年非常に懸案になつておるし、金額もそんなに多くはないにかかわらず、現実には非常に困つておる。御承知のように自治法もいろいろ改正をされて、地方でこれを財政負担することができないのだから、必然的に金額を切り下げるが、あるいはほかのところで負担をしてやつている実情なんだから、こういふものに一つ熱意を示して下さい。いろいろなところへ熱意を示されることはけつこうですけれども、こういふところにまず熱意を示して、一つ新しい大臣になつたらこの問題はとにかくことし解決できただといふことを一つやつていただきたいと思うのです。その点について大臣、さつきのことは何かことで言質を取られるところが、困る困るといふようなお考えでおられる点があるので、こういふものはむしろ言質を与えて一つ実現を願いたいと思うのです。

す。ただ、従来人事院が指定しておりますのは、町村全部を指定しておるのじやない、その市町村の市街地なら市街地の特定の地域を定めて甲乙丙ときめておる。(「それはわかつてゐる」と呼ぶ者あり)ですから、その実態と、新しく今の給与法によつて指定はできぬこと、いふことで凍結されてしまいますので、この法律の方を改正していただかなければ、私は人事院も処置のしようがないではなかろうかと考えております。

○國務大臣(松田竹千代君) 御熱心な松永委員のお話、また詳しい御説明もありまして、私もよくわかつた気がいたします。(まだごもつともだと思います。せつかくその点は実現するよう努めいたしたいと思います。

○吉江勝保君 議題になつております市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に関する質疑も、大体提案者並びに文部当局からも答弁をいたしました。大体質疑も終わつたようになりますので、ここで質疑を打ち切つていただきまして、この案に対しまする態度をきめるために暫時休憩をしていただきたいと思います。

○委員長(相馬助治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記復活。

ただいま吉江委員から本件に関し質疑打ち切りの動議が提出されておりませんが、この動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「いたします。御異議ございませんか。」
○委員長(相馬助治君) 暫時休憩いたします。
午後三時二十三分休憩
午後四時二十九分開会
○委員長(相馬助治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまより日本学校安全会法案について、これを議題に供します。質疑のある方は順次御発言を願います。
○千葉千代世君 先般提案者の方から説明がございましたが、そのときに児童負担の問題、それから市町村支弁の問題等がまだはつきり額も決定していないわけなんです。それで、この法案を見ますと、父兄から徴収するのが建前になっている、こう思います。が、文部省の方で考へているのは一人当たり幾らを徴収する予定になつておりますか。そのことについてお伺いします。
○政府委員(清水康平君) お手元に資料として差し上げました中に、掛金といたしましては義務教育諸学校では大体二十円以内、それから高等学校につきましては三十円以内、幼稚園につきましては十五円以内といふのが、先般お手元に差し上げました政令案の骨子の内容でござります。これが掛金のそれぞれの児童生徒の一人当たりの一年に一度の掛金であります。が、この掛け金の割合と申しますか、持ち分と申しますか、これは設置者が相当部分持ぢますか、これは保護者が持つようになります。

○千葉千代世君 二十円以内とおつしやいましたのですけれども、以内でいろいろあるわけなんです。伝え聞くところによりますと、初め十七円のお話もあつたそらだし、だんだん下がつて十一円までいったというよろなことをもうわざで聞いておるわけです。そうしますと、二十円以内といつても大へん範囲が広いですが、具体的にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(清水康平君) これは、御承知のことく、二十条の三項でございまして、「政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。」

それから、この共済掛金の額は二十分の一項でございますが、「共済掛金の額は、政令で定める」今申しましてが、二十円とか十円とか三十円とか、政令に定める範囲内で定款で具体的に、政令ではたとえば二十円といいます、定款では十六円とか、あるいは十八円とかいうように定款で定めるということに相なるわけでござります。

○千葉千代世君 定款で具体的に幾らときまるときましたんでですが、計画の中に、それはこの法案が通つたならば、幾らにきめるかということの案がおありでござりますか。

○政府委員(清水康平君) 今申しましめたのは法律上の文理のことを申し上げたわけありますが、政令で定める範

内で定款でどれくらい定めるかといふ問題は、この法の成立後各県にある安全会の事情をよく聞かなければなりませんが、ただいまのところでは政令で二十円といたしまして、定款でもた

だいまのところ二十円にしたらと思つては、今後もつと検討いたしたいと思つております。

○千葉千代世君 現在二十県くらいの安全会ができますと、その中で父兄が負担をしないで市当局が持つておる、こういうところが五、六あると休児童一人当たりについてどのくらいの額を持っているのでしょうか、市が負担するにつきましても。

○政府委員(清水康平君) これは各県の財團法人のあれによって一定はいたしておりますが、所によりましては二十円のところもあり、中学校と申しても二十五円のところもあり、あるいは三十円のところもあり、十五円、十五円といふようなところがあります。

○千葉千代世君 定款で具体的に幾らときまるときましたんでですが、計

画の中に、それはこの法案が通つたならば、幾らにきめるかといふことの案がおありでござりますか。

○政府委員(清水康平君) 具体的にど

うの安全会がどのくらい余裕金が出て、どのくらい赤字だということは今手元に資料がございませんが、たとえば静岡などは最初小学校十円で、中学校十

五円で始めたわけでございます。どこ

らが、実績などを考えてみますといふことは、その後小学校を本年度二十円に上げまして、それから中学校を三十円に上げておるようございます。それからある県に行きますと、もちろん余裕金も出ておるところもあるかもしませんが、これはわざかなもので、もし

金が相当余ればこれは翌年度の掛けましても、あるいは非常時の場合に積み立て置くといふようなこともありますし、あるいは非常時に積み立て置くといふようなこともあります。

○千葉千代世君 現在お金が余っているところについては、この法律ができるといふとそれを取り上げられてしまふのではないかと、だからお金の運営についてもいろいろ問題がある。その

点についてはそら急がぬでもいいといふ意見も聞いたわけです。その点についても、二十円のところもあり、あるいは三十円のところもあり、十五円、十五円といふようなところがあります。

○千葉千代世君 今まで父兄が負担して学校安全会を運営しておって、お金がかなり余っているところがあると聞きました。

○政府委員(清水康平君) ただいまの御指摘のことにつきましては、一般もちょっと申し上げたのですが、それぞれの各県にあります何々県学校安全会

というのは、このよろ法律の出るまでの暫定措置として出発いたしたこと

は先生御承知の通りだと思います。そ

れは認可はそれぞれの県の知事によつて認可された地方法人でございます。

そうしてその財團法人の寄付行為を見ますと、御承知のごとく最後に解散

場合はそれぞれの手続を経まして、こ

れに類似のところに寄付すると、こう書いてございます。ですから、それだけ見ますと、日本学校安全会の本部

の方にくるようになりますが、私どもいたしましたはそれぞれ各県に支部を置きまして、支部の方にそれを

寄附せられるならば支部の方に寄付せられたかどうか。

○政府委員(清水康平君) 順序としてちょっとと國のこれに対する立場を申し上げたいと思います。この日本学校安

全会案は、不慮の児童生徒の災害を救済する方法といたしまして、契約に

よりまして災害共済給付金を行なう。そのためには特に義務教育におきまし

ては国と設置者、それから保護者が何と申しますか、三者三存と申します

か、みんなでもつてこれを盛り上げておられます。

○千葉千代世君 この間の質問で申し上げたのですけれども、やはり義務教

育でございますために、しかも不慮の災害にあつたり、それからがをした

精神じゃないかと思つておるわけでございます。

○政府委員(清水康平君) ただいまの御指摘のことにつきましては、一般も

ちょっと申し上げたのですが、それぞれの各県にあります何々県学校安全会

というのは、このよろ法律の出るまでの暫定措置として出発いたしたこと

は先生御承知の通りだと思います。そ

れは認可はそれぞれの県の知事によつて認可された地方法人でございます。

そうしてその財團法人の寄付行為を見ますと、御承知のごとく最後に解散

場合はそれぞれの手続を経まして、こ

れに類似のところに寄付すると、こう書いてございます。ですから、それだけ

見ますと、日本学校安全会の本部

の方にくるようになりますが、私どもいたしましたはそれぞれ各県に支部を

置きまして、支部の方にそれを

対する理解と協力の意味におきまし

て金額も少ないことでございますので、一部持つていただくというのがこ

の法案の本則でございます。

○千葉千代世君 お金の徴収などにつ

いてそういう事務費はどこが持つので

すか。それからもう一つは、今まで実施しておりますところで学校の父兄からお金を徴収する場合にだれが徴収しておったのですか。

○政府委員(清水康平君) 法案の三十六条に、学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理の規定がございまして、地方の公共交通機関の教育委員会が処理することになつております。いろいろ事務が教育委員会としてはたくさんこれについてあるだらうと思うのですが、これはやはり設置者として、また学校者側として災害といふものは未然に防ぐといふ気持が十分ある。また、特に学校の校長先生初め先生方としては日夜災害の発生しないように非常に苦心しておる。それにもかかわらず、多くの児童生徒を収容しておる特殊性から不慮の災害といふものがでるわけござります。そのつど校長先生初め諸先生方非常に痛心あるいは事後措置について御苦労願つておるわけであります。事務的にはこの法律によりまして教育委員会がその事務を処理いたすわけでございます。しかし、それが事務の中で、たとえば千葉先生今御指摘をなさいました、その掛け金を徴収する場合どうするかといふ問題、あるいは同意を得るといます。それで私どもの考え方とまでは、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。それが、それをだれがやるのですか、それら学校に事務の一部を委任をして、そし

近ごろ熱心でございますが、それもこのでございますが、これはどこで発生するかと安全教育ということについては非常に多いためです。それで学校では、御承知のごとくしておるのです。そこで手がかかるわけです。教員をやつぱり子供と一緒に一分でも多くとも、きょう持つてくる子供が半分、あ

は、たとえば千人の児童生徒のところに大体の八かそこそこでござりますけれども、一たん出たらこれは実際に大へんでございますので、いろいろ苦労せられるのでござりますが、発生率は、たとえば千人の児童生徒のところに大体の八かそこそこでござります。それから徴収するのは大体年に一度でござりますので、非常にその点は学校としても園心といいますか、園知人あるかなしかということでございませんが、それから徴収するのは大体年に一度でござりますので、やはり学校としても园心といいますか、园知人も重要な問題でござりますので、心からなる御協力を私どもは期待いたしておるような次第でござります。

○荒木正三郎君 関連。私はいろいろ質問があるのですが、今千葉さんの事務の処理について関連してお尋ねいたしましたが、結局教員がやらないと教育委員会が委任してお力添えを願うといふようなことが多いのじやないかと思つておる次第であります。

○荒木正三郎君 そういう点もやはり明確にして、そろそろ文部省としても方針を立てておく必要があると思うのです。私の方針といつのは、今更に学校教員は義務といつてはいけませんが、教育本来の直接の仕事以外にやる事務が多いのです。これはやむを得ずですが、結局は掛け金を徴収したり、それからまた安全会ができるとで勧誘するといいますか、そういうことは結局教員がやらないと教育委員会がやりますが、結局は掛け金を徴収したり、それからまた安全会ができるとで勧誘するといいますか、そういうことは

最近の傾向としては事務職員がだんだん減らされているのです。教員定数の関係から事務職員を置くよりも教員を置いた方がやりいといふことです。これが、最も手がないのですから、実際やれないと思うのですが、そういう点は実際どういうふうにお考えになつましても、やはり学校側の心からなる協力が必要じやないかと思うのでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。それが、それをだれがやるのですか、それら学校に事務の一部を委任をして、そし

ておりませんけれども、そういう事務は、これが主たる事務は金を集めることでござります。それが、やはり学校の事務は教育委員会がやる、しかし、学校関係者が協力せぬとうまくいかぬと、それは協力といつても主たる事務は金を集めることでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。これが、それをだれがやるのですか、それら学校に事務の一部を委任をして、そし

ておりませんけれども、そういう事務は教育委員会がやる、しかし、学校関係者が協力せぬとうまくいかぬと、それは協力といつても主たる事務は金を集めることでござります。それで私どもの考え方とましても、もちろんこれは任意加入であつて契約によつてなさるものでござります。これが、それをだれがやるのですか、それら学校に事務の一部を委任をして、そし

てやる、こういう姿に持つていく。学校安全会法については、やはり、子供たちがほんとうにけがした場合に安心して治療を受けられる。そういう意味で児童災害補償法を出すときにはほんとうによかったなと思った。そういう精神がくみ入れられてこの学校安全会法がよりよいものになつていくといふことについては私は賛成なんです。しかし、問題となるのは、繰り返して言いますけれども、お金の負担の問題、徴収の問題、たくさんの問題がある。そういう意味で荒木委員の質問に付加して何いたいわけです。

○國務大臣(松田竹千代君) 今度のことは、金の徴収、掛金の徴収に対してはどうしても教員の御労苦を願わなければならぬ。さなきだに教員の事務がいろいろとあつてめんどである。特に金の徴収というようなことは、零細な金であればあるほど、やっぱりなかなか厄介なことが多い。何とか教員の仕事を、そういう事務の仕事を軽減することができてから文部省でも考えておりまして、ぜひとも全国で六百人くらいの事務職員の増の要求を今度の予算でもらいたしております、何としてもこれは一つ確保いたしたいと考えております。

○荒木正三郎君 六百人といふことは、中学校では必置する、これは最低の措

置としておとりになつたらどうですか。学校に一人の事務職員を置くと、それくらいの態勢でこの法律を実施さ

れるということになればそれはいいと思います。一人の事務職員は要りますよ。どうぞよろしくね、文部大臣。

○國務大臣(松田竹千代君) 文部省としては、そういう点についてできる限り十分あります。しかし、あなたも御承

知の通り、いかに文部省がやつきにならしても、やはり見通しといふもの

次々にふやしていくといふようなんでありますか。で、学校の数は私は小中学校

ははつきり覚えておりませんが、大体三万くらいあるのじやないかと思うのであります。大臣はその中で六百人ふやすと

言つているが、これはちょっと焼け石に水じやないかと思うのですが、三万

はあると思うのですが、そのうちで六百人……、もう少し配慮があつてしまふべきだと思うのですが、どうでしょ

うか。

○政府委員(内藤善三郎君) 六百人といふことは、つまり今約一万人くら

いですから、それを漸増していくといふ計画でございます。もちろんこれ以外にも、各教育委員会、市町村の教育委員会が三千数百ございますが、その

各教育委員会で教育事務をやるよう

に、予算要求いたしましては各市町村に一人の事務職員を要求しておるわけ

でございます。ですから、三千数百人おるわけであります。

○荒木正三郎君 だからね、私は各学校に一人は必置する、これは最低の措

置としておとりになつたらどうですか。学校に一人の事務職員を置くと、それくらいの態勢でこの法律を実施さ

れるということになればそれはいいと思います。一人の事務職員は要りますよ。どうぞよろしくね、文部大臣。

○國務大臣(松田竹千代君) 文部省としては、そういう点についてできる限り十分あります。しかし、あなたも御承

知の通り、いかに文部省がやつきにならしても、やはり見通しといふもの

次々にふやしていくといふようなんでありますか。で、学校の数は私は小中学校

ははつきり覚えておりませんが、大体三万くらいあるのじやないかと思うのであります。大臣はその中で六百人ふやすと

言つているが、これはちょっと焼け石に水じやないかと思うのですが、三万

はあると思うのですが、そのうちで六百人……、もう少し配慮があつてしまふべきだと思うのですが、どうでしょ

うか。

○政府委員(内藤善三郎君) 六百人といふことは、つまり今約一万人くら

いですから、それを漸増していくといふ計画でございます。もちろんこれ以外にも、各教育委員会、市町村の教育委員会が三千数百ございますが、その

各教育委員会で教育事務をやるよう

に、予算要求いたしましては各市町村に一人の事務職員を要求しておるわけ

でございます。ですから、三千数百人おるわけであります。

○政府委員(清水康平君) 支部は、この法案の附則によりまして、地方の府

県の教育委員会がこの事務に支障のな

い範囲内において協力するという規定が法律に入つております。県の教育委員会がこれに対し協力をしていただけます。また、この法律に基づきまして期待いたしております。

○岩間正男君 こういうことでは、この会自身の健全な発達、自主的運営と、こういうことは非常に不可能だと思う。事務費をやはりこれは見て、そしてそれをつけて運営を具体化しなければなりません。

○政府委員(清水康平君) 支部の事務費が一番問題になると想いますが、本年度の、三十四年度の予算につきましては、本部だけの事務費がついておるだけです。また、支部につきましては、現在の二十あります何々府県安全

会におきましても、先ほど申しましたように掛金のうちの一部が事務費に回つておるわけですが、これは決していいとは思いませんので、来年度は支部の事務費をもただいま要求いたしておるような次第でございます。

○岩間正男君 これは大へんなことだと思つておられたがはたしてそうだった。

○国務大臣(松田竹千代君) そういうことはあまり知らぬですが、この法案が委員会で御決定願い、そうしていよいよ法律が公布されるのが三ヶ月以内ということになつておりますから、実質的にはほとんど本年三十四年度は要らないのではないか私は考えるのですが、その点どうなんでしょうか。(笑)

○政府委員(清水康平君) 今の御指摘の話でございますが、本年度の予算是本部だけの事務費でございます。それではいかぬというので、来年度からは

たとえば農業共済組合なんかはこれは御存じの通りだ、農業共済組合の場合は国家でまかなつておる、膨大な金を

まかなかつておるわけです。そして補助を全部やつしていく運営ができるようになつています。しかし、これは一つ

の社会保障なんだ、こういう社会保障はなつたらどういうことになりますか。

それだけこれはこの子供に対する援助が全部やつしていく運営ができるようになつています。

○岩間正男君 こういうことでは、この会自身の健全な発達、自主的運営と、

こういうことは非常に不可能だと思う。事務費をやはりこれは見て、そしてそ

れをつけて運営を具体化しなければなりません。

○政府委員(清水康平君) 支部は、この法案の附則によりまして、地方の府

県の教育委員会がこの事務に支障のな

支部の事務費も見るようになつたが、大蔵省に要求いたして折衝中でござります。そして現在までの県の財團法人もそうですが、たとえそれが一部であつたとしても支部の事務費に回ることは非常にいかぬと思います。それで先ほど言いました通り、そういう意味合ひもありまして、掛設置者が出しまして、あとの一ヶ月を父兄から取るようにならべくその点は政令を書きます際、あるいは行政指導でもつて相当部分を設置者が出すよう指導して参る所存であります。

○岩間正男君 今折衝中だと言うが、どのくらい折衝しておられますか、額は、大体見当つきませんか。どのくらいの額を見当しておりますか。

○政府委員(清水康平君) 設置者がそらうことを入れまして、相當多く掛金のうちで負担金を持つといふふうにいたしたいと思つております。

○岩間正男君 そらすると、こういうことは約束できますか。子供の掛金を事務費には回さないのだと、こういうことになります。千四百万につきましては、大体見当つきませんか。子供の掛金を金のうちで負担金を持つといふふうにいたしたいと思つております。

○政府委員(清水康平君) 大ざつばなことを申しますと、たとえば義務教育

小学校から高等学校までの児童生徒が一千八百万ちょっとと、それで任意加入ですから八割入りますと千四百万という年になります。千四百万につきましては、大体見当つきませんか。児童の学校としますと、先ほど申したかもしませんが、一人二十円でありますと八千円、あと四千円

○豊瀬根一君 ほかに質問もあるので

○政府委員(清水康平君) 設置者が自

己の責任によりまして日本学校安全会に払い込む、たとえば一人二十円、そのうちの相当部分が設置者が持つわけです。あと的一部分が理解と協力を得るために持つていただくなつてござりますが、気持からいえば、実際からいえばその保護者の持つた金は事務費に回らぬだらうと思ひますが、実質上はブームにしますから、その点がなかなかどこからどこまでがどうだといふこと

とは言えない。ただ、父兄からなるべく取らないようにして、設置者が多くに回ることは非常にいかぬと思います。それで先ほど言いました通り、そういう意味合ひもありまして、掛設置者が出しまして、あとの一ヶ月を父兄から取るようにならべくその点は政令を書きます際、あるいは行政指導でもつて相当部分を設置者が出すよう指導して参る所存であります。

○岩間正男君 そらすると、もう一つお聞きしたいのは、この金を十円、二十一円徴収すると全國で年間どのくらいになりますか。これが完全に実施できたりますか。

○政府委員(清水康平君) 大ざつばなことを申しますと、たとえば義務教育小学校から高等学校までの児童生徒が一千八百万ちょっとと、それで任意加入ですから八割入りますと千四百万という年になります。千四百万につきましても、そのことにによって教職員が新たな、しかも任意団体の事務を担当することによって教職員に新たな事務がふれるということについては、これは十分な配慮がなされなければならないと思う。大臣はさすがに六百人ふやす、と言つときには、恥ずかしそうな顔をして言われましたけれど、ほんとうはこれは大臣としては恥ずかしい限りだらうと思う。私のお尋ねしたいのは、先般もお聞きいたしましたように、憲法二十六条の無償の原則からして少なくとも漸次これに近づけていくといふ大臣の答弁でしたけれども、少なくとも安全会法の事務だけは、いわゆる教育本務に携わる者あるいは事務職員の從来の事務として規定をしておらずとも新たにふえてくるとすれば、これは当然この安全会法の三十五条が適用あつてしかるべきだと思うのです。文部省としては教育委員会が正式に安全会の事務に対して教職員ないしは事務職員あるいは養護教諭等に事務を委任した場合には、三十五条の「安全会の事務を要する経費の一部を補助することができる。」この条文を生きておる次第でござります。いずれにしましても事務があるといふことは、やらなければならぬといふようになれば、ふえることは否定できません。

○政府委員(清水康平君) 三十

よらな現象が続出しておることは初中局長も十分御承知のことろです。新たな安全会法は、御指摘の通り、児童生徒の保護をするのが目的であります。

○岩間正男君 お聞きしたいのは、この金を徴収するのは一年に一回ですから、この目的に對して異論を差しはさむものではありませんけれども、そのことにによって教職員が新たに、しかも任意団体の事務を担当することによって教職員に新たな事務がふれるということについては、これは十分な配慮がなされなければならないと思う。大臣はさすがに六百人ふやす、と言つときには、恥ずかしそうな顔をして言われましたけれど、ほんとうはこれは大臣としては恥ずかしい限りだらうと思う。私のお尋ねしたいのは、先般もお聞きいたしましたように、憲法二十六条の無償の原則からして少なくとも漸次これに近づけていくといふ大臣の答弁でしたけれども、少なくとも安全会法の事務だけは、いわゆる教育本務に携わる者あるいは事務職員の從来の事務として規定をしておらずとも新たにふえてくるとすれば、これは当然この安全会法の三十五条が適用あつてしかるべきだと思うのです。文部省としては教育委員会が正式に安全会の事務に対して教職員ないしは事務職員あるいは養護教諭等に事務を委任した場合には、三十五条の「安全会の事務を要する経費の一部を補助することができる。」この条文を生きておる次第でござります。いずれにしましても事務があるといふことは、やらなければならぬといふようになれば、ふえることは否定できません。

○政府委員(清水康平君) 三十

事務職員を配置するという原則と、同時に最小限度具体的にこの安全会の事務に關する項に對しては、三十五条を適用して、事務職員なりしかるべき学級で末端事務を取り扱う者に對して当然事務手当が支給されるものと考えていますが、政府並びに衆議院で修正討議をされた過程において教職員ないしは事務職員等に對して、事務量がふえるということに対しても、どういう配慮をされど論議をされたか、もし論議をされたとするとならば、それに對してどういうふうな手段方法を講じるようには政府に注意されたか、両者の御意見をお願いしたい。

○政府委員(清水康平君) 法律そのものを読みますといふと、これは原則として教育委員会がやるわけございません。この問題は、たゞ先ほど千葉先生からお話をございましたように、やはり教務以外できないのじゃないだらうかというお話をございました。私の率直な気持ちとして、法律上では教育委員会がやることになつておりますが、学校の立場からいと、自分の学校から不慮の災害が出たといふことは、学校の先生にとつては非常に心配です。非常に今まで苦労をされておるからいろいろな点で協力を頼りたいといふことがあるのではないかといふことを申し上げておる次第でござります。いずれにしましても事務があるといふことは、やらなければならぬといふようになれば、ふえることは否定できません。

○

○政府委員(清水康平君) 三十

の「安全会の事務を要する経費の一部」というのは、これは本部の事務費と、将来もし地方の事務費が取れますれば、その点につきまして先ほど内藤局長からお話をございました。実はその点私も注意したのでござりますが、注意して調べたのでございますが、定数規定によりまして、現在二万近くだつたと

思いますが、それが數千名ふえるといふことで、これでも決して十分とは思いませんけれども、これが任意加入であります。

○豊瀬根一君 僕が聞いておるのは、安全会法三十五条との関係において、これは金を徴収するのは一年に一回であります。ところがおそらく私の想像するところでは、この安全会に對して給付の請求をする事務が起つてきやしないかと思うのです。こういう事務と、いわゆる安全会の事務に関する経費ですね、この一部を負担するように言つてある、ところが局長は、先ほどはこれは本部の金だけだ、こう言つていた。少なくとも三十五条の第一に規定する限りは、本部というようく規定していないように見えますが、かりに規定してあれば当然修正されるべきだと思います。私は安全会の末端の事務補助をする人に対する三十五条の規定の発動に對してどういう配慮が払われてゐますかといふことを聞いています。

○政府委員(清水康平君) 三十

の「安全会の事務を要する経費の一部」というのは、これは本部の事務費と、将来もし地方の事務費が取れますれば、その点について設置したいと思っておるわけでございます。それからもう一つ、給付の請求のお話をございましたが、これは御承知の通り、非常に数は少ないのでござりますが、定数規定が申しましたように、全校一人の事務職員を配置することですが、そのほかに事務職員には事務費が新たにふえてくると思います。従つて、そのこととから疾病とか欠席とか、いろいろ早期死亡といったと

すけれども、一つの学校から見れば非常に少ないもので、そうして安全会ができるまでできなくとも、おそらく学校内に発生した不慮の災害につきましては、学校の先生方はその証明とか、どこでどういうふうになつたかということをやはり御配慮願うわけでございまして、安全会ができたからといって急にそれだけふえるといふことではないんじやないかと思つております。量からいきましても、それは非常に年に教えられるほどしかございません。

○豊瀬根一君 これで終わりますが、

そしたら、三十五条については末端の安全会の事務を取り扱う者について

は適用しないというお考えなんですか。

○政府委員(清水康平君) 末端の学校

の先生方のおやりになる事務費については考えておりません。

○豊瀬根一君 そしたら、先ほど申

し上げました学校教育法五十八条やそ

の他の法令に準拠して、現場の教職員

がその事務に全く関知しないというこ

ともこれは当然のことであると、この

ように考えたの適用しないという御判

断ですか。

○政府委員(清水康平君) これも先ほど申し上げておる通り、学校の教員

の管理下において不慮の災害が発した

際に、法律的には設置者が非常にや

り関心を持ちますけれども、率直に申

しまして、学校的教員管理下において常に平素から災害が起きないように未

然に努力しておるにもかかわらず発生

した場合、一番苦労し、心配しておら

れるのは学校の校長先生であり、先生

方じやないかと思つておられます。

従いましてこれら制度ができまして

すけれども、一つの学校から見れば非常に少ないもので、そうして安全会ができるまでできなくとも、おそらく学校内に発生した不慮の災害につきましては、学校の先生方はその証明とか、どこでどういうふうになつたかということをやはり御配慮願うわけでございまして、安全会ができたからといって急にそれだけふえるといふことではないんじやないかと思つております。量からいきましても、それは非常に年に教えられるほどしかございません。

○豊瀬根一君 最後にもう一つだけ。

そういう善意の期待可能性について

は、あなたがおっしゃるまでもなく、

それは教員個々の自主的な判断にまか

せらるべきが法律に規定されておる

ころです。これを行政権者がそこまで

立ち入つて解釈し、それを前提のもと

に法律を制定するということは明らか

に不当であります。そのことは、これ

は個々の教職員なり、それその人の自

主的な判断にまかせらるべきであつ

て、ただ私がこの法律を作った文部省

は、新たにこのことによって事務費が

ふえるということに対して、三十五条

の国の補助という規定を発動すべき

あるが、なぜこれを発動するように配

慮しないかということを聞いてるん

です。今のところはそれはそういうこ

とは考えていない、こういうふうに判

断ですか。

○政府委員(清水康平君) これも先ほど申し上げておる通り、学校の教員

の管理下において不慮の災害が発した

際に、法律的には設置者が非常にや

り関心を持ちますけれども、率直に申

しまして、学校的教員管理下において常に平素から災害が起きないように未

然に努力しておるにもかかわらず発生

した場合、一番苦労し、心配しておら

れるのは学校の校長先生であり、先生

方じやないかと思つておられます。

従いましてこれら制度ができまして

すけれども、一つの学校から見れば非

常に少ないので、そうして安全会が

できてもできなくとも、おそらく学校内

に発生した不慮の災害につきましては、学校の先生方はその証明とか、どこ

でどういうふうになつたかといふこと

をやはり御配慮願うわけでございまして、安全会ができたからといって急にそれだけふえるといふことではないんじやないかと思つております。量からいきましても、それは非常に年に教えられるほどしかございません。

○豊瀬根一君 これで終わりますが、

そしたら、三十五条については末端

の安全会の事務を取り扱う者について

は適用しないといふ考へなんですか。

○政府委員(清水康平君) 末端の学校

の先生方のおやりになる事務費について

では考へておりません。

○豊瀬根一君 そしたら、先ほど申

し上げました学校教育法五十八条やそ

の他の法令に準拠して、現場の教職員

がその事務に全く関知しないといふこ

ともこれは当然のことであると、この

ように考へたの適用しないといふ考へ

ます。

○政府委員(清水康平君) これで終わります。

○政府委員(清水康平君) 地方の支部

におきます仕事は、附則によりまし

て教育委員会に協力してもらうことに

なっておりますが、しかし、それが兼

任といふ形になると想ひます。しか

し、それだけではできませんので、二

千五百人雇うようになるんじゃない

かと思つております、支部では。それ

で中央の本部になりますといふと、本

部の普通の事務費が二千三百万ぐらい

になるんじゃないだろうかと私ども計

算をいたしております。それから地方

に対する支部の金といつましてもは五

千万円程度になるんじゃないだろうか

と考えております。

○千葉千代世君 今、事務費について

何つたんですかね、事務費を含め

て常に設置者は幾ら持つんでしょ

うか、バーセンテージにしまして。かり

に二十四円児童から取るとしますね、そ

うすると、その設置者はそれに対し

どのくらいの、子供の数に比例して何

とです。

○政府委員(清水康平君) 設置者がこ

の点に御協力を願うための事務に對す

る補助はただいまのところ考へてお

ません。

○千葉千代世君 やはりよりよいもの

を作つてゆくために、もう少し明らか

にしておかなければならぬと思つて

ます。

○千葉千代世君 どうもはつきりしま

せんけれども、子供が二十円払います

が、払つたものは設置者へ行くわけ

で、掛金のうちの若干が支部の方で

使われると思つております。

先ほど一人の負担額は二十円とおつ

しゃいましたね、今度は設置者が事務

費としても幾ら出すんでしようか、そ

れから國では大体どれくらい出でる

か……。

○政府委員(清水康平君) そのうちの

どのくらい事務費になるかといふこと

でございますが、これはさつき申しま

した通り、県の大小がありますが、私

どもの調査によりますと、支部長が教

育委員会の教育長がなるとか、あるいは

した通り、県の大小がありますが、私

ども負担するのかどうか、その区分です

ます。そこで八円五十銭なり九円なり、

そこまでは要りませんけれども、大体

二十円のうち十円とか十五円は設置者

が負担するのかどうか、その区分です

ね。私は父兄が幾ら負担するのか、そ

れから設置者が幾ら負担するのか、固

の事務を負担すると言つて、いるが、ど

うか、バーセンテージにしまして。かり

に二十四円児童から取るとしますね、そ

うすると、その設置者はそれに対し

何が、勤く人が二人ないし三人というこ

とでやつておりますので、二十円前後

掛金を出してもらそばやつていいると

思つております。

○政府委員(清水康平君) 設置者が責

任において掛金を二十円払うわけでござ

りますが、相当分設置者が持つ、その

うち事務費が若干入るわけでござ

りますが、大体の支払い事務は支部の方

でいたすことになりますので、支部の

方へ、掛金のうちの若干が支部の方で

使われると思つております。

先ほど一人の負担額は二十円とおつ

しゃいましたね、今度は設置者が事務

費としても幾ら出すんでしようか、そ

れから國では大体どれくらい出でる

か……。

○政府委員(清水康平君) その点は非

常に率直に申し上げますと、政令で定

める範囲内では、これは二十円の三項で

ございますが、「政令で定める範囲内

で該該学校の設置者の定める額を徴収

する」政令でどういうふうに定めるか

で徴収するわけでございますが、「政

内訳でございますが、内訳と申しま

すか……。(千葉千代世君「そうじや

がいません」と述べ)

○委員長(相馬助治君) 二十円は子供

が出でんじやないんです。(千葉

千代世君「いやさつき二十円とおつ

しゃつた」と述べ)

○政府委員(清水康平君) 掛金は、こ

れはもう一律でございますけれども、

その二十円の内訳と申します

が、区分と申しますか、それは先ほど

来申し上げている通り、設置者が相当

部分を持ちまして、他の一部を保護者

に持つていただきたい考へ方でござ

ります。

○千葉千代世君 それはわかります

が……。

○政府委員(清水康平君) そのうちの

どのくらい事務費になるかといふこと

でございますが、これはさつき申しま

した通り、県の大小がありますが、私

ども負担するのかどうか、その区分です

ます。そこで八円五十銭なり九円なり、

そこまでは要りませんけれども、大体

二十円のうち十円とか十五円は設置者

が負担するのかどうか、その区分です

ね。私は父兄が幾ら負担するのか、そ

れから設置者が幾ら負担するのか、固

の事務を負担すると言つて、いるが、ど

うか、バーセンテージにしまして。かり

に二十四円児童から取るとしますね、そ

うすると、その設置者はそれに対し

何が、勤く人が二人ないし三人というこ

とでやつておりますので、二十円前後

掛金を出してもらそばやつていいると

思つております。

○政府委員(清水康平君) 千葉君の言ひ

のはそれなんだ。

令で定める範囲内」は、今申し上げましたような気持で政令を作らうと思つております。具体的に幾らぐらい要るかということになりますと、これはまあ二十円といつて、そのうち何円といふことは言いにくいでしようけれども、私の気持といたしましては、政令を作る際に、設置者は半分を下らない、半分以上を持つように指導いたしたいと、こういうふうに政令に書けないものだらうかと思つて、いる次第でございます。

○千葉千代世君 私がくどく聞いたのはそこが開きたかったのです。といふのは、二十円なら二十円といふものを全部一人当たり二十円持つか、そのうちに政府の持つのが半分、設置者が持つのが半分、実際父兄からもらうのは十一円とか十円とか言われている。幾ら、ほんとうに親御さんのところから出るのは幾つかということ。十円か十一円、その残りは設置者が出すといふことを言っています。さつきも一人二十円と聞いたのですが、二十円まるまる子供からもらうということではちょっと話が違うというので聞いただけです。

それから、それに関連しましてお金を徴収するについて、先ほどお話をあつたように、学校にまかせるよう、善意に頼つて教育委員会にまかせられるようにおつしやつたわけです。ところが、実際に一人の子供が受けがをします。たゞお金をもらつて、集めて出せばいいというわけじゃない。具体的に申しますと、東京都で調査したのが、昭和三十二年度の児童生徒災害実態調査というのがございまして、小中とござ

いますが、小学校だけ見ますといふと、四百四十三校だけ調査した中で、医者の治療を受ける相当重いのが三千六十一件あるのです。そうすると、一件の治療費が二千九百九十七円かかる。その費用の負担区分はどうしたかというと、公費だけが七百五人、私費だけが五百六十五人、公費と私費と合わせて千四百五十八、保健費の中から二百六十一、P.T.A.の見舞いといふのが八百四十四と、こうなる。そうするといふと、今までこれだけの生徒の実情調査をし、それから授業ころは登校中、下校中か、それから授業中かによって、その学校々々によつてものさしが違うわけです。事件の発生を見ていきますといふと、やはり休憩時間が一番多い。三千六十一件のうち、休憩中が一千六百一件、こうございます。それから登校、下校の際といふのが非常に多い。そうすると、責任のながれで払わない、学校の中だから全部払うとか、こういうふうにまちまちです。そういう意味におきまして登校、下校、つまり教育の行なわれている監視下にあつた場合には全部払う、こういう趣旨については私は非常にいいと思います。だけれども、こいつうふうに、たつた一人の生徒がけがしたときに、こういうふうになつての仕組みはどういうふうになつているか、あわせてお伺いしたい。

○政府委員(清水康平君) 最初の事務費の問題でござりますが、本部といたしましては、先ほど二千二、三百万円と申しましたが、まあ大体やはり二千二、三百万円と考えております。それから支部の方といたしましては五千万円くらいかかるんじゃないだろうかと思つております。

○政府委員(清水康平君) もちろん全く同じです。それで、まず第一回、岩間委員も、前回、同様の資料要求をしておりましたが、「政令で定める」ということになつておられた、全国を一本の会計にするのか、市町村でやるのか、市町村で集めた金は市町村の集めたワク内でやつてしますね。たとえば東京都で五千万円の掛合額がある。その五千万円を東京都で集めた金も一応全部、本部に集めてしまつて、全国一本でこの共済の給付をするのかといふことを尋ねておられる。今の説明ですと、各県単位でやるのか、全国一本でやるのか、それが出ておりません。先ほど千葉委員の発言に関連して落ちているものが、これは岩間委員も、前回、同様の資料要求をしておりましたが、「政令で定める」ということになつておられた事項と関連するのですが、私の要求しておつた資料はほとんど詳細なものが出ておりません。先ほど千葉委員の発言に關連するのですが、これが岩間委員も、前回、同様の資料要求をしておりましたが、「政令で定める」ということになつておられた事項については、すべて政令の構想を今回出してもらおうということになつております。それが出ていないようですね。たとえば東京都で五千万円の掛合額がある。その五千万円を東京都で集めた金も一応全部、本部に集めてしまつて、全国一本でこの共済の給付をするのかといふことを尋ねておられる。今の説明ですと、各県単位でやるのか、全国一本でやるのか、それが出ていないようです。

○政府委員(清水康平君) 今のお話を支払い事務です。それについて申し上げたのですけれども、掛けたのですけれども、掛金は設置者が責任をもつて本部に送金して参りますから、平衡資金として若干、たとえば約一割くらい……。

○政府委員(清水康平君) 全国単位でやるわけですね。

○政府委員(清水康平君) もちろん全く同じです。それで、まず第一回、岩間委員も、前回、同様の資料要求をしておりましたが、「政令で定める」ということになつておられた事項については、すべて政令の構想については、政令で定める。このことによつて、どの程度管理下における児童の災害が給付できるかといふことがはつきりしてくると思うのです。この「児童及び生徒の災害の範囲」については、政令で定める。このことによつて、どの程度管理下における児童の災害が給付できるかといふことがはつきりしてくると思うのです。この政令の骨子とするところを説明願いたいと思います。

○政府委員(清水康平君) 日本学校安全法に伴う政令につきましては、お手元にその内容の骨子の印刷物を……。

○委員長(相馬助治君) あります。

○日本学校安全法施行令(案)に規定

すべき事項の内容骨子」という三枚にわたる印刷物が文部省から出ておりま

す。

○豊瀬横一君 済みません、ちょっと

説明して下さい。

○政府委員(清水康平君) 今災害の範囲でございますが、これは十九条の第二項でございます。一ページのまん中から書いてございますが、負傷、疾

病、廃疾、死亡がその種類でござ

ります。それで、負傷は学校の管理下で発生したもので、医療に要した費用が百円以上というものを現在考えております。それで学校の管理下につきましては、その前に(1)、(2)、(3)、(4)と四つの場合を考えております。それから疾病は、これはいろいろ問題がございますが、私どもいたしましては、学校の管理下において発生した食中毒等、その他特定のものに限定いたしたいと思つておる次第でございます。それから廃疾は、学校の管理下において発生した場合において、所定の程度の身体障害がまだ残つておるものと廃疾といいたいと思っておりま

す。それから死亡は、学校の管理下における即死をいたした場合、あるいは管理下におきまする負傷あるいは廃疾

によりましてなくなつたといふようなものと考えておるわけであります。

○豊瀬横一君 失礼しました。問題に

なるのは、「廃疾のための死」で、特に死ははつきりしておると思ひます。ところが疾病的場合が問題だと思ひます。ところが廃疾のための死」で、特に死ははつきりしておると思ひます。この件ですが、開放性の結核菌を持っておる者、その周囲の座席にある子供がやはり胸を侵された。こういう事態が

生じたり、あるいはこれに言うところのいわゆる法定伝染病じゃなくても、軽度の皮膚病とか、接触することによつて教人に感染したという事例は、

そう例として珍しくないと思うので

す。また、これは体育等の時間によく

起る例ですが、鉄棒の練習中にあや

まって落ちたり、あるいは飛び箱を

やつておるときに飛び方が悪かつた

ずかしいものではないかと思つておる次第でございます。

○豊瀬横一君 仏教上の因果関係は、

これは非常にむずかしい問題でござ

りますけれども、疾病の因果関係とい

うのは、大体、何時間前になぐられたの

が何時間たつと内出血を起します。ある

いはこの骨膜炎は脚部の、たとえばこ

こを打つたとしますね、飛びおりた場

合に。この骨膜炎はどういう衝撃に

のときには起こらなくつても、

帰つて、そのことが原因となつて軽度

の内出血を起こしてみたり、あるいは

そのことから骨膜炎等を起こしてみた

り、こういう事例が特に小学校の場合

は、少くないと思うのです。こういう

方法によって、しかるべき客観性を求

めで適用されなかつた理由についてお

よつて起つた、それはいつごろやつ

たのだということは大体立証できるの

です。まあ非常に客観性を求めるこ

とにむずかしい場合もあり得ると思う

のですが、私はむしろこの疾病は、起

つた件数としては、私の二十年近い

教員生活の中では、食中毒の場合より

もうしろ私があげたような、明らか

にある一定の何とか、白癡といわれま

したね、そういうものであつても、そ

の机の周囲の者が、ある一ヶ月なら一

ヶ月の間に四、五人かかるという場合

は、これは家庭伝染とは考えられない

のです。まあ呼吸器病の場合でもそ

うですが、先ほどいった特に体育時間に

おけるところの、すぐ現われないとこ

ろの傷害というのは非常に多いので

す。こういう点は一ヶ月も二ヶ月も

たって起こる場合もありますけれど

おけるところの、すぐ現われないとこ

の善意に立つて判断していくと、そういう当然学校の管理下の、しかも授業時間中に起つた疾病というものは、單に食中毒という異例の、非常に件数多めで珍らしいものに限定することにしては珍らしいものに限定する

ことは問題があると思う。そ

うして、しかも死亡廃疾の場合は別問題

をどうするかということによって、大

きな問題には非常に困る。そうする

と、安全会法の趣旨の重要な一つは、

この件について、もう少し私

があげたような具体的な例を、校医そ

の場合は非常に困る。そうする

と、他の客観性当性を持つ証明書によ

て適用してもらいたいと思うので

す。この件について、もう少し私

があげたような御意見ですか。

○政府委員(清水康平君) ただいまの

点は非常に大切な問題でござ

ります。それが客観性を持つと、

いうものがかかるから、

これが客観性を持つと、

いうものがかかるから、

これが客観性を持つと、

いうものがかかるから、

これが客観性を持つと、

いうものがかかるから、

これが客観性を持つと、

いうものがかかるから、

これが客観性を持つと、

これが客観性を持つと、

○豊瀬横一君 次回までに、十分その点を検討していただいて、幾つかの、だれが考へても客観性を持つと、いうものについては、ぜひとも政令の中に列挙していただきたいと思います。

次に、附則についてお尋ねいたしま

す。二十九ページ、第十條「共済掛金に関する特例」というのがあります。

この中で、小さい文字の中段のと

ころに、「当該学校の設置者は、当分

の間、その旨の文部大臣の認定を受けた上」とあるこの「当分の間」という

ものについて、どういうふうにお考えになつておられるか。

○政府委員(清水康平君) 十条は修正

された案でございますが、これは建

前といたしましては、先ほど申しましたように、三者三存と申しますか、國、設置者、それから父兄が、相ともに力を合わせて災害を少なくしていくこと、そうして万一発生した場合は、災害共済給付事業を行なつてもらとうというのが、この法案の建前でございました。

そういう関係から、附則として十一条に「当分の間」と書いたのでございまして、これはこの法律を実施いたしました。いろいろの実績、推移といふものが出てくるだらうと思います。ここで、当分の間はいつまでというようなことは言えないと思っておる次第でございます。

○委員長(相馬助治君) ただいまの豊瀬委員の發言中にも、修正部分について質問があり、政府委員からこれが答弁されておりますが、特に衆議院から、本日は加藤精三君が見えておりましたので、修正部分の衆議院の意思その他について御質疑があつたら、この分はなるべく早く一つお取り扱い下さるよう御考慮願いたいと思います。

○豊瀬精一君 それじゃ衆議院側の方にお尋ねしたいのですが、附則十一条の中ころに「当分の間」というのがあるのです。この「当分の間」という言葉の持つ意味、それから将来性といいますか、あるいは検討された内容と申しますか、こういう点についてお話し願いたいと思います。

○衆議院議員(田井莊一君) これは大体、こういあれば、こういうふうに「当分の間」と書くのが、何かこういふ文といいますか慣例のようになつてゐるらしいので、従つて別に深いあれはございません。

○豊瀬精一君

私が

聞いているのは、討論されているかども、だから、討論していないならしてない、こういふふうに質問にましめに答えていただきたい。というのは、私がお聞きしたい趣旨は、前回もお聞かだつたと思いますが、憲法二十六条の関係において、文部大臣は、これを漸次二十六条が適用されていくよう努力すると、こう言っておる、この二十六条の基本精神とは幾分違いますけれども、やはり父兄負担でなくて、設置者が負担していくことも暫定措置としては意味あることだと思います。

私がお聞きしたい趣旨は、前回もお聞きだつたと思いますが、憲法二十六条の関係において、文部大臣は、これを漸次二十六条が適用されていくよう努力すると、こう言っておる、この二十六条の基本精神とは幾分違いますけれども、やはり父兄負担でなくて、設置者が負担していくことも暫定措置としては意味あることだと思います。

○衆議院議員(白井莊一君) この法案の趣旨から参りまして、設置者が全部持つということになることは、本法案の趣旨とは少し違うのではないか、たゞ父兄の負担を軽くするという意味において軽減をすると、こういうことは好ましいことであり、まあ当然そうしてほしい、こういふことから、こういふ「当分の間」というようなニーベンスを入れたと思います。前の御質問を私聞いておりませんでしたから、多少答弁が違つたかもしれません、これについての、衆議院においてこの修正に対し特に論議ということはございませんでした。やはり父兄にも一部を持つてもらひと、こういふことが児童を危険から守る、こういふ点についても関心を持たせると、こういふ意味に

おいても必要であるという意味におい

て一部を負担してもらうことは、やは

りこの法案の根本の趣旨から言えば、そう思ひのがほんとうだらう、ただの関係において、文部大臣は、これ

を漸次二十六条が適用されていくよ

う努力すると、こう言っておる、この

欠く発言があつたように思ひます

けれども、やはり父兄負担でなくて、

設置者が負担していくことも暫定措置としては意味あることだと思います。

○委員長(相馬助治君) なお、他院の議員に対しては、礼を失しないように御発言願うことと委員長として期待します。

○衆議院議員(白井莊一君)

【賛成】と呼ぶ者あり】

○委員長(相馬助治君) なお、他院の議員に対しては、礼を失しないように御発言願うことと委員長として期待します。

○衆議院議員(加藤精三君)

【賛成】と呼ぶ者あり】

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

○衆議院議員(加藤精三君)

先ほどの言葉は失礼いたしました。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

とある。従つて、かりにこの法案が成立した後にでも、設置者が財政上か

自発的な意思に基づきまして、市町村の自治権といふものをできるだけ認め

ていくことが望ましいといつての要請もあるわけなんです。しかしながら、これはまた一方から言いますと、それよりもより大きな保障のもとに学

校安全の経費を支弁したいという、そういう教育面からの要求もあるわけであります。それらの調和の問題であるとわれわれとしては考えておるものであります。それで、もつと突っ込んで、後で速記録を調べて、それを適当に処理することを委員長におまかせ願いたいと思います。

○衆議院議員(加藤精三君)

【賛成】と呼ぶ者あり】

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

○衆議院議員(加藤精三君)

【賛成】と呼ぶ者あり】

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ただいま白井先生の答弁によつて意図はわかつたのですが、私は今の御答弁では、「当分の間」というのが積極的な暫定措置でなくして、むしろ父兄と設置者が相互に担うとするといふ形であります。

ということについては、大体市町村の

それからなお、「当分の間」というのは、これはもう先ほど白井議員から申し上げましたようだ。こういふ法令では、例外を認めたときに「当分の間」という言葉をつけるのは例文のようになつておられますので、大体まあ、何年間で打ち切るといふような考えは毛頭ないことを、修正側としては特にお断わり申し上げておきたい、こう思つております。

に施行してあるところで大臣の認可を得たところは、この法案の趣旨からいって、当分の間全部または一部を復取しないことのできるように、こういうふうに修正して、一つの妥協をとりましたわけなんです。

は全然持っていない。そういう点で、もし、かりに、その経過的な措置として、こういうことを行なうとしても、非常に不十分な点な点があるというようには私たちは思つてゐるわけです。今、の建前のところを一つ聞きたいということ、もう一つは、かりに、あなたの方のおつしやるようなことであるとしても、たとえば借入金が出てきた場合には、借入金でなしに、借入を必要とするような場合においては、ここでいうは、借入金で国が――一時借入金をも、たとえば大臣の認可を受けて、しかも、それを受けりかえていくというやり方をして、いるんだが、こういうことについて、は、補助金で国が――一時借入金をしても、なおかつそれを償還できないというときには、借りかえていくといふことは、なくて、もう安全会自身として借入金は返していかなければ経理が成り立たないから、補助金を国が出していくといふ方向に、第三十条のごときはいくべきだと思う。いつまでも借入をさでいかなければできないといふような点については、安全会を実施をしておるところでも、事実困つておるわけなんです。こういう点について、は、安全会独自でやつていつたけれども、結果的に工合が悪いので、一部負担や補助金が出ていくといふ方向に、いつておるわけあります。だから第三十条のよう、に、借入金で全部やつていくといふような点も、非常に消極的だと思つたのです。建前の点を一つお話を聞きたいことと、それから、特に借入金で安全会の經理をすべてやつしていく、もし赤字ができた場合には、そぞらうやり方は、やはりでき得れば國庫補助で一年ぐらいで切りかえていくといふような方向にいかなければ、非常に消

極的な安全会の運営しかできないのぢやないかといふよろな考え方を持つておるんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(清水慶平君)　ただいま三条の一時借入金のお話がございまして、これは、この種の特殊法人にはこういふ例はござります。第二項に、「当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、」云々とござりますが、一時借入金をたとえ一月に一回、ところが当該年度はあと一月か二ヶ月しかないというようなものを予想して、このたゞ書きが入つておるわけでござります。それから、どういう場合に一時借入金があるかと申しますと、運営が赤字というよりは、むしろ掛金その他がまだ集まらないというような問題を予想して、この種の特殊法人にはこういふのが通例になつて書いてある次第でござります。

○松永忠三君　建前を一ついつ下さり。今のお話ですが、そういう面の点の、まああれですか、掛金といいますか、その金が集まらないから借入金といふことが考えられるのであって、安全会としては経理的に赤字は出でることいといふ自信を持つておられるのですか。もしそうだとすれば、打ち切り補助をやるとか、いろいろな補助のつまり制限をせざるを得ないといふようなことになつてくるんじやないか。事實上は、この安全会はこの掛金で、この程度のことば非常に無理な点が出てくるといふことは私たちを考えているわけで、そくなつた場合に、一時、やを得ないから安全会としては借入金をやつて、そしてその経費を翌年も考えていくといふようなことは行なわれてい

るし、あるいは掛金の変更といふことになつてくるのかもしませんが、そ
ういうよな場合に経理的に赤字が出
てくれば、その程度の補助金を国が
やつしていくとい道を開いておく方
が、安全会として、今行なわれておる
各地の安全会の実情からいって適当だ
と思つてゐるわけです。その点、あ
なたは掛金を徵収できないときに、こう
いう借入金を考えたのであつて、全然
安全会については赤字というか、そら
いう経理的な面で借入金をする必要は
ないといふうに考えておられるの
か、その点を再度……。

○衆議院議員(白井莊一君) この十条の趣旨は、従来ありまするものにつきましては、これを保護者から徴収するよう積極的にすべしといふあれはございませんけれども、しかし、今後新規で全部負担しろ、こういう趣旨ではもちろんございませんから、その点を申し上げます。

○豊瀬楨一君 先ほど清水局長の答弁の中で、この安全会法を貫く精神の一つが、学校における災害の防止である。その防止のために父兄から金を出させることは、それを徹底していく一つの方法である。これは大臣も、このよるな趣旨を答弁されたように記憶するのです。このことの可否は別問題として、この安全会法案の文部大臣の提案理由の説明によりますと、安全会法設置の趣旨が二点にわたって述べてあるのですが、それを使つて述べて手段であるかのことを見解を持つておられることがあります。その点、いま少しく明らかに御答弁をお願いいたしたいと思います。

○国務大臣(松田竹千代君) 将來のことについて、父兄負担の軽減をできるだけやつていただきたいということには今も将来も変わらず、ただこの法案については、清水局長から言わわれたように、やはり防止ということが究極の目的である。また共済という建前でもある。そういうような点から言わてしまつて、父兄も一部負担するといふことは、それによって関心を深め、また父

兄に、この学童の災害を防止することに一そらの熱意を持たせるといふようない点から好ましいことであると考えます。

○豊瀬楨一君 災害を防止するといふ目的であるということは異議がありません。防止するためには生徒から、父兄から金をとる。これは全く考え方が違つと思うのです。また、一步譲りまして、今の文部大臣の御答弁のように、共済あるいは相互扶助を建前として、こう言われておりますが、これが私が前々からたびたびただしておりますように、もともと安全会法を貫ねく相互扶助といふことが憲法二十六条でどうか、あれに照らしてみますと好ましいことではない。従つて相互扶助を建前とする安全会法の精神といふのは基本精神において誤謬を犯しております。従つて当然財政的な問題のため、現段階では国が負うべき憲法上の責任を父兄に負つてもらうといふ建前であるならば、あるいは一步譲歩しても、了としていることではありません。しかし、この相互扶助が当然の傾向であるというお考えは、世界各国の例から見ましても、少なくとも義務教育に関する限りは好ましいことではないと思ひます。従つて、冒頭に大臣が答弁された、漸次国庫負担の方に持つていくと、いう数次にわたる御答弁を善意に理解いたしまして、相互扶助といふのは、父兄から金をとれば、それだけ金を出したから子供がけがしないようにするとか、こういった誤まつた性悪觀ではなくして、むしろ文部大臣としては、自分の子供がけがすることを望むような父兄はないという性善説に立つて、し

かも、どうしても前段の基本精神を貫きたいけれども、やむなく、現段階でこれを認定して、それで給付を申請は漸次移行していく経過措置として、な点から好ましいことだと、それが設立者がそれをやる。そういうことになりますが、そのように理解して差しつかえありませんか。

○國務大臣(松田竹千代君) 相互扶助といふ言葉を用いたりたんですが、私どもの考え方は、この災害を防止するために、父兄も國も、特に多くの父兄が皆寄つて注意しなければならない。だから相互扶助といふよりは、社会全体の連帯概念、こういうような点から私は申し上げておるわけですが、まして、ややそこに違いがある。ただ、将来の方向としては、できる限り負担の軽減をはかつていくようにいたしたいと、かようて考へるということを申し上げます。

○岩間正男君 さきにもつた政策案の骨子ですね、この中で①のところですが、災害の範囲といふことになつておますが、この災害の認定をするのはだれです。だれが認定をするんですか。岩間正男君は、さきにもつた政策案の骨子ですね、この中で①のところですが、災害の範囲といふことになつておますが、この災害の認定をするのはだれです。だれが認定をするんですか。

○政府委員(清水康平君) これは最後は、普通の災害につきましては、学校内におきまして、たとえば体操の時間に、あるいは休憩時間にけがしたといふようなものは、当然、学校教育の管

い。こういつものについての保障はどうしますか。

○政府委員(清水康平君) 負傷、疾病、廃疾、死亡といふような問題は、これは前提として学校の管理下に発生した災害だけをとるわけでございます。それで、それなら学校の管理下とは何かと申しますと、お手元に差し上げました。

○政府委員(清水康平君) 負傷、疾病、

廃疾、死亡といふような問題は、これは前提として学校の管理下に発生した災害だけをとるわけでございます。それで、それなら学校の管理下とは何かと申しますと、お手元に差し上げました。

○政府委員(清水康平君) 負傷、疾病、

まいに、もちろん防止するということのために、もちろん防止するということを目的であるということは異議がありません。防止するためには生徒から、父兄から金をとる。これは全く考え方があつたと思うのです。また、一步譲りまして、今の文部大臣の御答弁のように、共済あるいは相互扶助を建前として、こう言われておりますが、これが私が前々からたびたびただしておりますように、もともと安全会法を貫ねく相互扶助といふことが憲法二十六条でどうか、あれに照らしてみますと好ましいことではない。従つて相互扶助を建前とする安全会法の精神といふのは基本精神において誤謬を犯しております。従つて当然財政的な問題のため、現段階では国が負うべき憲法上の責任を父兄に負つてもらうといふ建前であるならば、あるいは一步譲歩しても、了としていることではありません。しかし、この相互扶助が当然の傾向であるというお考えは、世界各国の例から見ましても、少なくとも義務教育に関する限りは好ましいことではないと思ひます。従つて、冒頭に大臣が答弁された、漸次国庫負担の方に持つていくと、いう数次にわたる御答弁を善意に理解いたしまして、相互扶助といふのは、父兄から金をとれば、それだけ金を出したから子供がけがしないようにするとか、こういった誤まつた性悪觀ではなくして、むしろ文部大臣としては、自分の子供がけがすることを望むような父兄はないという性善説に立つて、し

なると思います。

○政府委員(清水康平君) 現実に災害が発生した場合の給付の請求でござりますが、これは支部に請求して参りますが、その際、この学校内において、いつ、どこで、どういう程度ののがを会全體の連帯概念、こういうような点から私は申し上げておるわけですが、まして、ややそこに違いがある。ただ、将来の方向としては、できる限り負担の軽減をはかつていくようにいたしたいと、かようて考へるということを申し上げます。

○岩間正男君 そうすると、最終的認定の場合には、現地調査をやるのか、あるいは書類だけではいいのか、負担の軽減をはかつていくようになつたいと、かようて考へるということを申し上げます。

○岩間正男君 さきにもつた政策案の骨子ですね、この中で①のところですが、災害の範囲といふことになつておますが、この災害の認定をするのはだれです。だれが認定をするんで

す。ですから、その範囲内で発生いたしましたものは、これは当然学校教育の管轄下の発生として処理できるわけであります。ただ問題は、今御指摘になりましたように、ものによりましては、これが果たして学校の管理下の問題でありますかどうかという問題が出てくるだら、将来自ら申しました通り、地方の支那に運営審議会があり、そこでできめます。ただ問題は、今御指摘になりましたように、ものによりましては、これが果たして学校の管理下の問題でありますかどうかという問題が出てくるだら、将来自ら申しました通り、地方の支那に運営審議会があり、そこでできめます。それから、そこできまらない場合、それは、先ほど申しました通り、中央に運営審議会がありますから、そこで处置して参る所存でござります。それで、そこできまらない場合、これは適用するときに、やはり相当切らなければならないといふようなことがあります。申請されて、すぐこれを認定して、そうしてこの給付をやるといふことです。それから、そこでできまらない場合は、中央に運営審議会がありますから、そこで处置して参る所存でござります。

○岩間正男君 しかもこれが处分が非常に即刻に行なわれるようになつてい

うまくいかないといふような面が出てくると思います。こういうことについてどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(清水康平君) ただいま御指摘の問題でございますが、これはたゞ事例が非常に多くても、大部分が機械的に処理できるものでござります。ただ、御指摘の問題が、果たして管理下であるかどうかという問題がありませけれども、建前いたしましては、この給付は一ヶ月以内にやることにいたしております。

○岩間正男君 まあこの点は十分に運営をやってみなくちゃわからないのであります。

○委員長(相馬助治君) それと二つ一つ。

○委員長(相馬助治君) 部そこで御発言願えませんか。

○岩間正男君 年度更新なんですね、毎年。そのところをはつきりしない

と、あなたの説明では、個人について

は今言つたよくな、六年生が出るといふようなことが出ましたけれども、しかし私は聞きしたいのは、これは段階を設けるわけでしょう。五月十五日まで払った場合には、四月一日から適用

できる。しかし、そうでなくて、それにおくれた場合は、今度払った日から遡及はしないのだね。しかし同じ掛金

でしようこれは。これはどういうふうになるのですか。仰、何、何、つまりあなたが出した資料の政令の骨子の中

にある。どうなんですか。

○委員長(相馬助治君) それだけです

か、質問は、ちょっと待って下さい。

○岩間正男君 第三も……。

○委員長(相馬助治君) それも発言し

ます。しかし同じ掛金申しました通り、急に入

るなことはございません。従いまして、普通の場合、原則いたしまして

が、掛金はその前に払うとか、いろいろなことはございません。従いまして、普通の場合、原則いたしまして

は五月の十五日までに払ってもらう、その場合に十五日がきても四月一日か

らの災害の発生に対しても救済しよう

といふのが何の問題でござります。それから何の問題は、五月十五日後に、

これは契約でございますが、たとえば九月ごろ入ろうといった場合、その場合に四月にかかるのはどうですか。

○岩間正男君 私は年度を毎年々々更新するのかどうかということを聞いたことがあります。そのためなんですがね。年度を

更新して、ことしはもう新たになつた

のだとこうになると、今のようなります。

○委員長(相馬助治君) よく御了解願つて……。次の質問。

○岩間正男君 第三に、法案に戻ります。第八条に、役員をきめる、理事長一人、理事三人、監事二人を置く、こ

ういうことになるのですが、これは文部大臣の指名によるのですね。指名によると、第一、これはどうい

う資格の人を文部大臣は考へております。

○岩間正男君 私は年度を毎年々々更新するのかどうかといふことを聞いたことがあります。それからその次に、委員長の要望があるから、続いて有給なのか、無給

なのかな。それと続いて、中央の事務局の構成はどうするのか。この二点答えて下さい。

○政府委員(清水康平君) 「役員は、文部大臣が任命する。」と第十条に規定してあります。これは申すまでもない

ことですございましょうが、安全会の目的を達するため必要な学識経験を有する適当な人から文部大臣は任命され

るのでないかと、私は思うのでござります。

○委員長(相馬助治君) 制限するといふの責任の問題でございますが、こ

れは小学校を例にとりますと、毎年六年生が出て、毎年一年生が入つてきますから、その限りにおいては、

○委員長(相馬助治君) いいじやないか。

○委員長(相馬助治君) まあ言うて下さい。関連のあることもあるから、そ

の質問はわかりました。続いての質問

○政府委員(清水康平君) 安全会の支

付金をかけて、しかし今その掛金は都

金は同じでしょ。期日を早く払つたものは、この適用について非常に早く

五月十五日までにかけたのは、四月一日に遡及する。しかし今はそれ以後

の時期がおくれたのは、年度はそういう

恩恵がない、こういうことになるの

で、これは一つの奨励法なんで、私はこういう一つの相互扶助、社会保障

的な意味を持つたものに対しては、

それから役員は、理事三人及び監事二人といふことになつておりますが、

そのうち、理事長は常任、それから理

事三人のうち一人は常任、監事の二人

のうち一人は常任、あとは非常勤といふ予定であります。

○岩間正男君 それから有給といふ

長と常任理事の一人と、常任監事の一人は有給といふに考えておりま

す。岩間正男君 先ほど末端の事務は教員の肩にかかる、こういうことで無給でしょ、無給の何とか。それでこ

ういうのは有給、これは一つ問題のあるところです。

それからもう一つ、答弁漏れがあります。中央事務局の構成はどうなんですか。

○政府委員(清水康平君) 大へん失礼いたしました。事務局といたしましては、職員を十人予定いたしておりま

す。そうしてそのうちに学校安全の普及充実の問題、それから予算、庶務の問題を処理するための一つの庶務課と申しますが、それを置きたい。それからもう一つは、災害共済給付事業をやります。

○政府委員(清水康平君) 大へん失礼いたしました。事務局といたしましては、職員を十人予定いたしておりま

す。そうしてそのうちに学校安全の普及充実の問題、それから予算、庶務の問題を処理するための一つの庶務課と申しますが、それを置きたい。それからもう一つは、災害共済給付事業をやります。

○政府委員(清水康平君) 大へん失礼いたしました。事務局といたしましては、職員を十人予定いたしておりま

す。そうしてそのうちに学校安全の普及充実の問題、それから予算、庶務の問題を処理するための一つの庶務課と申しますが、それを置きたい。それからもう一つは、災害共済給付事業をやります。

○政府委員(清水康平君) 大へん失礼いたしました。事務局といたしましては、職員を十人予定いたしておりま

す。そうしてそのうちに学校安全の普及充実の問題、それから予算、庶務の問題を処理するための一つの庶務課と申しますが、それを置きたい。それからもう一つは、災害共済給付事業をやります。

○政府委員(清水康平君) いろいろ法律に基づく特殊法人はございますが、すべて特殊法人の常任の役員は有給といふことにいたしております。それでは

○政府委員(清水康平君) いろいろ法律に基づく特殊法人はございますが、すべて特殊法人の常任の役員は有給といふことにいたしております。それでは

有給の額でございますが、これは文部省におきます他の特殊法人の有給の人は有給といふに考えておりま

す。岩間正男君 どこから出るのです、それが

○政府委員(清水康平君) 本部の事務費の金は全部國から補助をいたすわけ

でござります。

○松永忠二君 一点だけ。この第二十一条に、「給付金の支払の請求及びそ

の支払は、政令で定めるところによ

り、少しお話が出たのですが、実際のこと

が適正であるかどうかといふことはも

ちろん審査いたしますが、多くの場

合、これは機械的に処理されることはも

多いのですが、これはすみや

かに郵便振替金あるいは銀行送金で

もって払うというふうに規定いたした

いと思つております。それからこの種、たとえば社会保険などのいろいろな組合がございますが、その例を見ま

しても、私どもいたしましては、一ヵ月以内にそういう方法で現地に送れる確信を持つておられるかどうか、この点

お手元に配付いたしましたので、ただいまその趣旨を申し上げます。

○吉江勝保君 ただいま議題に上がりことなんです。

○政府委員(清水康平君) 設置者が支払いの請求をいたしますときに、内容

一部を改正する法律案、この法律案につきましては、午前中から引き続きましてお話しを願います。討論中にこれをお述べ願います。

○吉江勝保君 ただいま議題に上がり

ことなんですが、ました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○委員長(相馬助治君) 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正す

るが、現在は五大都市になつておりますので、な

お将來、この地方自治法第二百五十二条の十九第一項によります指定都市と

の改正法律が適用になるのであります

が五大都市となつておりますので、な

お将來、この地方自治法第二百五十二条の十九第一項によります指定都市と

ておるという現状から考えてみて、特にその財政の事情等も考え、五大市についてこういう措置をはかるということとは、現段階において妥当な措置ではなかろうかといふに考えるわけであります。

なおこの際、定時制の教育の充実をはかるために、従前、政府が考へ、また促進して参りました定時制教職員の給与の四割国庫負担は、ぜひとも今後実現をはかつて参らなければいけまいということを強く感じておるのであります。

○委員長(相馬助治君) 他に御意見も実現をはかつて参らなければいけまいまして、以上の理由に基づいて、法律案は修正案を含めて賛成をいたすわけであります。

○委員長(相馬助治君) 他に御意見も実現をはかつて参らなければいけまいまして、以上の理由に基づいて、法律案は修正案を含めて賛成をいたすわけであります。

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認めます。

○委員長(相馬助治君) 他に御意見も実現をはかつて参らなければいけまいまして、以上の理由に基づいて、法律案は修正案を含めて賛成をいたすわけであります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 全会一致でござります。よつて吉江君提出の修正案は、全会一致をもつて可決されました。

ただいま可決されました修正部分を除き、原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をります。よつて本案は、全会一致をます。

もつて修正可決すべきものと認決されました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ありませんか。

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 次に、日本学

校安全会法案を議題に供します。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。なお、松永君より、修正意

見のある旨申し出られております。討

論中にこれをお述べ願います。御意見の提案いたすわけであります。

○松永忠二君 私は、ただいま議題に對して、日本社会党を代表して修正案を提案いたすわけであります。

お手元に修正案をお配りいたしまし

たので、こちらをいたさうと思ひます。この日本学校安全会法案に

お手元に修正案をお配りいたしました。この法律による災害給付は、昭和三十

年三月三十一日までに限り適用する

ことといたしました。

以上が私どもの修正部分の大要でござります。

なお、予算につきましては、これを全額国庫負担にした場合において、約

四億の所要経費が必要のであります

が、直ちにこの経費を要するとい

うことはないよう配慮を加えてある

修正の骨子でござります。

次に、修正案の大要を申し上げま

第一に、義務教育諸学校については、共済掛金に相当する分は父兄の負担とせず、設置者の負担といたします。

長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 次に、日本学

校安全会法案を議題に供します。

これより討論に入ります。御意見の提案いたすわけであります。

○松永忠二君 私は、ただいま議題に對して、日本社会党を代表して修正案を提案いたすわけであります。

お手元に修正案をお配りいたしました。この日本学校安全会法案に

お手元に修正案をお配りいたしました。この法律による災害給付は、昭和三十

年三月三十一日までに限り適用する

ことといたしました。

次に、私どもいたしましたは、こ

の災害の給付については國が責任を

持つて、従つて國が負担するとい

う建前のもとに新たな法律が制定され

たとを期待しておりますので、國立及び

公立の学校の児童及び生徒についての

この法律による災害給付は、昭和三十

年三月三十一日までに限り適用する

ことといたしました。

以上が私どもの修正部分の大要でござります。

さて、現在の段階におきましては、やはり衆議院を通過いたしました修正案に反対を申すものでござります。

本日、長時間にわたりまして種々質疑応答を重ねて参つたのでござります。しかし、今まで自然発的に行なわれたものが一本に統一されるところは非常にさぞ見えますけれども、この運営の面についても、これは官僚機構のように、この内容が運営の面において非常に問題があると思いますので、私は修正案に賛成、原案に反対して反対いたします。

この法律による災害給付は、昭和三十一年三月三十一日までに限り適用する

のであります。従つて私たちの提案い

たしておられます修正案に御賛成いた

だきたいと思うわけでござります。

○荒木正三郎君 この修正案全文を速記録に載るように委員長において御配

永君の御意見の中に日本学校安全会法

案に対する修正案の趣旨説明がござい

ます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 徒然に松永君より提出され

た修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 少数であります。

て、衆議院修正送付案には反対、それから社会党提出の修正案に賛成するものであります。

賛成の理由は、わずか総額四億くらいの金です。義務教育費国庫負担をうなづておる。しかも二千万人にわたる関係者、これは小中高校を含めて約二千万にわたるこの次代を背負う子供たちの将来の問題を処理する、これが父兄負担を含めなきやならぬ、こういうことができるとしていたしました。なお、なわれがたい場合がありますので、当分の間は父兄から掛金を徴収することができるとしていたしました。

これよりまして、私が災害共済給付に要する経費の一部を安全会に對して補助することとしたしました。

次に、この法案によりますと、義務教育諸学校を中心としたとして、高等学校、幼稚園はこれに附加して行なうといふことになつておりますが、高等学校と幼稚園につきましても、義務教育諸学校と同様のものといったすたたけられました。

次に、私どもいたしましたは、この大要を御説明いたしました。

この日本学校安全会法案は、学校の設置者が共済掛金を支払うことになつておりますが、その一部は設置者が保護者から徴収することとなつております。しかるに、現在、義務教育に要する父兄の負担は非常に大きく、その上さらにその負担分を増すということになると、精神にもとり、私どもの了解しがたいところであります。これが私どものたただいま可決されました修正部分を除き、原案全部を問題に供します。

ただいま可決されました修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 全会一致でござります。よつて吉江君提出の修正案は、全会一致をもつて可決されました。

ただいま可決されました修正部分を除き、原案全部を問題に供します。

ただいま可決されました修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をます。

では原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 多数をもつて原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 異議ないと認めます。

○委員長(相馬助治君) 次に、幼稚園教員の待遇改善に関し、千葉君から発言を求められております。これを許します。

○千葉千代世君 私はこの際、市町村立幼稚園教員の給与をかかることについて決議案を提出したいと思います。

案文を印刷する時間的な余裕がございませんでしたために、口頭で提案いたしましたことを御容赦いただきたいと思います。

決議案

幼稚園教育の実情をみると、これに従事する教員の給与は、同一資格を有する小学校教員との間に、著しい不均衡がみられる実情である。従つて、この際、政府は義務教育の充実状況をあわせ考慮しつつ、すみやかに実情の調査を進め、その待遇の適正化を期するよう努めるべきである。

提案理由を簡単に説明いたします。現在、市町村立幼稚園の保育料とか、入園料とか、これは全部市町村役場に入りますが、その入りましたものの七割が幼稚園教員の給与に充てられているのが実情でございます。従つて、市町村負担の消耗品費等は、園児一人当たりわずかに八円、備品費が十三円でございます。で、そのしわ寄せが父母負担にいまして、父母負担率がだんだん多くなつて、保育料、入園料以外のPTA負担は約五割をこえている現状でございます。そういうような中でございまして、各県の幼稚園教員の身分、待遇等につきましては、非常に幼稚園教員相互の間にも不均衡がございまして、それから小中学校の教員と比較いたしましても非常に差がござります。一例を申し上げますと、五大阪だけは幾らかよろしくございますが、それとも、そのほかですといふと、小中の学校の教員との給与の比較は全国で平均約二号低いといふ実情でござります。それから小さい町村でございまして、それから大きい町村でございますといふと、これは非常に劣悪な条件でございまして、たとえば二万一千人ぐらいの町の幼稚園でございますといふと、勤続年数、十年をこえているのにわざかに六千五百円、資格は小中の教員と同じ短大卒でござります。こらいう実情がござりますために、長い間一生懸命に幼児教育のために尽して、よりよい幼児教育の充実をはかって、よりよい幼稚園教育の充実をはかって、こういう趣旨で提案いたしました次第でござります。

どうぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。

○委員長(相馬助治君) ただいま千葉君から、各派共同提出にかかる本決議案の趣旨説明がございました。

本決議案に対し、近藤君より賛成の意見を開陳すべき旨の発言がありま

す。発言を許します。

○近藤鶴代君 各派共同提案でござい

ますので、あらためて賛成の言葉を述べる必要もございませんが、ただいまの千葉委員の御提案になりました決議案は、まさに義務教育の充実といふことに關しましての適切なる御決議でござりますので、心から賛意を表する次第でございます。(拍手)

○委員長(相馬助治君) 他に御発言はございませんか。——ではお詫びいた

します。ただいま千葉君から提案されました各派共同提案にかかる本決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相馬助治君) 全会一致であります。よつて、本決議案は全会一致をもつて可決されました。

なお、この問題に關し、文部大臣より特に発言を求められております。

○国務大臣(松田竹千代君) ただいま御決議いたしました決議に対しても、政府としてはこれを尊重いたしま

す。

○委員長(相馬助治君) 速記をやめて

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記を復活し

〔参考〕
日本学校安全会法案に対する修正案

日本学校安全会法案の一項を次の

ように修正する。

第一条中「義務教育諸学校等」を

「学校」に改める。

第四条第一項第八号中「学校」を

「第十九条第一項又は第二十三条第一項の規定による学校」に改める。

第十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 高等学校(特殊教育諸学校の

高等部を含む。以下同じ。)及び

幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚

部を含む。以下同じ。)の管理下

における生徒及び幼児の災害につき、当該生徒及び幼児の保護

者は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者に対する他の政令で定める者に対する災害共済給付を行うこと。

第十二条 第十八条第三号に掲げ

る災害共済給付は、高等学校又は幼稚園の管理下における生徒又は幼児の災害につき、高等学校又は幼稚園の設置者が生徒若しくは幼児の保護者又は政令で定める場合に

は、里親その他の政令で定める者の同意を得て当該生徒又は幼児について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の災害共済給付について

は、第十九条第二項から第四項まで及び前三条の規定を準用する。

3 前項において準用する第二十条

第二項の場合において、高等学校又は幼稚園の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者の同意を得てを削り、同条に次の一項を加える。

4 第十八条第二号に掲げる災害共済給付に係る児童及び生徒の保護者又は政令で定める場合には同号の政令で定める者は、当然、第一項の規定による災害共済給付契約の利益を受ける。

第二十条第一項中「第一項第二号」を「第二号」に改め、同条第三項を削る。

第三十五条を次のよう改める。

(国の補助)

国は、予算の範囲内に

おいて、政令で定めるところによ

り、安全会の事務に要する経費の一部を補助するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会の行う学校の児童及び生徒に係る災害共済給付に要する経費の一部を補助するものとする。

附則第一条の見出し中「期日」を「期日等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律の規定中國立及び公立の学校の児童及び生徒についての災害共済給付に係る部分は、昭和三十七年三月三十一日までに限り、適用するものとする。ただし、当該日までに生じた事由に基づく災害に関する例による。

附則第十条を次のように改める。

(共済掛金に關する特例)

第十条 第二十条第二項の場合において、学校的設置者は、当分の間、同条第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を、当該災害共済給付契約に係る児童又は生

徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者(これらの者で經濟的理由によつて当該額を納付することが困難であると認められるものを除く)から徴収することができる。この場合においては、当該学校的設置者は、あらかじめ、災害共済給付契約は当該徴収されるべき者の同意を得て締結することを規定しておかなければならぬ。

2 國は、前項の場合において、同項に規定する經濟的理由によつて

同項に定める額を納付することが困難であると認められる者があ

り、かつ、その者が次の各号の一に該当する者であるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助するものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

3 公立の学校的設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をするときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うものとする。

附則第十四条中「第二項」を「第三号」に改める。

昭和三十四年十二月十五日印刷

昭和三十四年十二月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局